予算審査特別委員会記録

<地域振興部、観光局、水道局、教育委員会>

開催日時 平成30年3月16日(金) 10:02~16:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

奥山 博康 委員長

川口 延良 副委員長

亀田 忠彦 委員

猪奥 美里 委員

川田 裕 委員

大国 正博 委員

小林 照代 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

粒谷 友示 委員

中村 昭 委員

山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 一松 副知事

辻本 総務部長

村田 地域振興部長

森田 観光局長

西川 水道局長

吉田 教育長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

〇奥山委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日1名の方から傍聴のお申し込みがありましたので、入室していただきます。

それでは、日程に従い、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を行います。 これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいた します。また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いしておきます。 それでは、ご発言願います。

- **〇阪口委員** 1点だけ質問します。来年度の予算に奈良大立山まつりの予算 8,000万円が計上されています。この業務について、委託契約をどういう形でされるのか、委託契約の方式について伺います。
- ○中西ならの観光力向上課長 来年度の奈良大立山まつりについてのご質問ですが、8,000万円については、大立山まつり実行委員会への負担金であり、業者の選定については、実行委員会の中で決めるということで、現在のところ、業者選定の方法については決まっておりません。以上です。
- **○阪口委員** 奈良大立山まつりは、来年度を含めると予算計上は4回目になるかと思います。1回目については、かなり調べさせていただいて、2回目、3回目は、昨日資料提供いただいたところで十分吟味ができていないので、1回目について触れさせていただきます。

1回目の委託契約については、県の観光局プロポーザル実施要項に基づいてプロポーザル方式がとられたと認識しておりますが、その点について伺います。

- **〇中西ならの観光力向上課長** プロポーザル方式で、業者を選定しています。
- **○阪口委員** プロポーザルでする場合には、業務の対象が限定されていると認識しています。プロポーザルの場合に、業者からの企画書等の提案と選考審査会があると認識していますが、その点についてお伺いします。
- **〇中西ならの観光力向上課長** 業者から提案のあった企画書をもとに審査会で審査をしています。以上です。
- **〇阪口委員** 1回目については、プロポーザルに参加された業者は、株式会社電通関西支社とTSP太陽株式会社の2社であると思いますが、その点については、いかがでしょうか。
- **〇中西ならの観光力向上課長** 阪口委員がお述べのとおりです。
- **○阪口委員** ここに企画書がありまして、この企画書を見ると、提案の内容が書いてある わけです。それに基づいて審査をされて、株式会社電通関西支社に決まったと。ここに、

わかりやすいように表にしました。1回目の業務委託契約は1億5,000万円です。主要な部分は大立山の製作でして、大立山製作に係る経費が8,640万円です。選考の結果、株式会社電通関西支社に決定された後、調べましたら、株式会社電通テックに仕事が任されていると。さらに株式会社電通テックから株式会社アド近鉄にこの仕事が任されていると。その点についてお伺いします。

〇中西ならの観光力向上課長 阪口委員お述べのとおり、株式会社電通関西支社に委託して、その中から、それぞれの業者に再委託されている部分もあると認識しています。以上です。

〇阪口委員 本県が業務委託契約した額は1億5,000万円で、その詳細は大立山の制作が株式会社電通関西支社に8,640万円となっていますが、大立山の製作が株式会社電通関西支社から株式会社電通テックに幾らで行ったのか、株式会社電通テックから株式会社アド近鉄に幾らで大立山製作の費用が行ったのか、その詳細をお聞かせください。

- **〇中西ならの観光力向上課長** 詳細については、把握しておりません。
- **〇阪口委員** プロポーザルで業務委託契約をしたときは、委託契約書には成果物を出して もらい、その報告を見て、県が検査する事項があると思いますが、その点についていかが お考えでしょうか。
- **〇中西ならの観光力向上課長** このようなイベントにおいては、もちろん報告書もありますが、イベントそのものをやっていただくことが成果でもあります。紙に書いたものが全てではありません。以上です。
- **○阪口委員** 答弁がそれほど期待したものではないと思いますので、少し違う角度で質問します。

株式会社電通関西支社と実行委員会委員長の荒井正吾氏とは、業務委託契約を結ぶわけです。こちらに業務委託契約書がありますが、第5条の権利義務の譲渡禁止で、乙はこの契約の締結によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡してはならないと、こういう条項があるわけで、その点についてどういう認識なのかお聞かせください。

- **〇中西ならの観光力向上課長** 特に再委託を禁止するものではないと理解しています。
- **○阪口委員** 業務委託契約では、県は株式会社電通関西支社と契約をしたと。再委託を知らなかったというのは通じるのか。県民の税金であります。最初から株式会社アド近鉄であれば、アド近鉄が応募をしてアド近鉄と契約をすればいいわけです。契約で下請の下請、そして、第3次下請となっていくわけで、本県は株式会社電通関西支社と契約して、大立

山の製作費8,640万円を払っているわけです。どんどん下請していけば、県民の税金 が抜かれると。担当者は知らないで済むのか、再度お聞かせください。

○中西ならの観光力向上課長 このような大規模なイベントにおいては、祭り全体の企画、運営、広報を一括して、多岐にわたる業務を総合的に事業化できる能力を持った事業者を選定する必要があると思います。奈良大立山まつりにおいても、祭り全体の業務全て請け負うことを前提にした業務施行能力を確認した上で事業者を選定したということで、その中で契約を結んだ後に子会社、別の専門業者に一部の業務を再委託することは、契約上も禁じておりませんし、通常の商行為であり、全く問題はないと考えています。以上です。 ○阪口委員 どういう理解されているのか、わかってそのような答弁をしているのか、インターネット中継がされていますので、記者等も聞かれているかもしれません。この事案は、1億5,000万円の委託業務です。8,640万円が大立山の製作で、下請に持っていった額は一部の額ではないのです。主要事業なのです。それについてどのように考え

〇中西ならの観光力向上課長 大立山の製作についても、業務の一部ですので、同じように考えております。

ておられますか。

○阪口委員 担当者にこれ以上言ってもと思いますので、総括審査で発言します。そうしましたら、もう少し角度を変えて、株式会社電通関西支社とTSP太陽株式会社が企画提案をした場合に選考会で審査をすると。こちらに審査した点数があります。審査項目、3 番に企画事案の推進力と実施手順、実施スケジュール、7番に業務実績ということで株式会社電通関西支社は340点。株式会社電通関西支社の業務実績を見て、選考会で審査をしているわけです。この選考会についてどうなのかをお聞かせください。

〇中西ならの観光力向上課長 先ほど申しましたように、このような大きなイベントを1 つの会社で一から十まで全部することは通常はできないと考えており、業務を総合的に事業ができる能力というところで判断をしたものです。以上です。

○阪口委員 十分読んで考えていただきたいと思うのですが、まず、企画書に書いてあるのは、株式会社電通関西支社は自分のところがすると書いて虚偽の記載をしていると。それから、委託業務契約では、責任を持って自分のところがすると、譲渡禁止ということも書かれているわけです。採点については、株式会社電通関西支社の採点でありますから、こういう一連のことをある弁護士に相談をしますと、その弁護士の答えは一言、詐欺だと言われたわけです。この委託契約が地方自治法施行令に違反するのか、今からその法律根

拠を調べていきますが、こういう一連のことは県民の税金を使うに当たっては決してよくないと考えますが、お聞かせください。

〇中西ならの観光力向上課長 今、阪口委員お述べの件に関しましては、県では見解が違うと言わざるを得ないと思います。以上です。

○阪口委員 そうしましたら、次に、日程が未定ということですので、日程のことも少し 質問します。

本来、奈良大立山まつりは、冬の観光客が最も少ない時期にすると。当初は1月29日

から2月2日の5日間でした。ところが、昨年は若草山の山焼きとくっつけておられると。 もともと山焼きは結構、人が来るわけです。冬期の県のイベントでは一番観光客が多いと きです。当初は、冬の観光客が少ない宿泊観光客をターゲットにしている行事なのです。 最初の趣旨からは大分変わってきていると思いますが、その点についてお聞かせください。 〇中西ならの観光力向上課長 若草山焼きと同じ日に開催するということですが、平城宮 跡の若草山を一望できるという特性を生かすため、昨年度より、若草山焼きとの同時開催 を企画しました。このことによって、奈良大立山まつりの魅力が増すだけではなくて、山 焼きが始まるまでのお昼の時間帯や翌日に奈良大立山まつりを鑑賞していただくことによ り、奈良での周遊、滞在の時間が延びるという相乗効果を狙ったものです。以上です。

〇阪口委員 質問に対して答弁が的確でないと思いますので、もう一度質問します。今の答弁は理解はできています。1回目の実行委員会の実施計画案で、趣旨は、最も観光客が少なくなる冬季の宿泊観光客の増加を図るため、奈良大立山まつりを核として平城宮跡で開催すると書いてあるわけで、その趣旨からはどうなのかと聞いているわけです。

〇中西ならの観光力向上課長 済みません。お泊まりいただくためには、周遊、滞在の時間が延びることが一番です。したがって、山焼きだけでなくて奈良大立山まつりも両方楽しんでいただいて、1泊、2泊、3泊と長くしていただくために相乗効果を狙ったもので、冬の一番観光客が少ない時期に宿泊客をふやすという趣旨は変わっておりません。以上です。

〇阪口委員 私から見たら、余り集まらないから山焼きとくっつけたのではないかと。それぞれの認識があるので、私の言っていることが正しいのかどうかはわかりませんが、これも総括審査で質問します。

それから、この時期は雪も降りまして非常に寒いわけです。参加した方が低体温で救急 搬送されたと伺っています。そういう事実があるのかお聞かせください。

- **〇中西ならの観光力向上課長** 今年度の奈良大立山まつりにおいて、太鼓の演奏をしていただいた高校生が寒さの関係で体調を崩されたという事実はありました。以上です。
- **○阪口委員** ここは吹きさらしですので、非常に寒いと。参加した人の話を聞くと、寒くてたまらないと。市町村のいろいろな団体の方も参加されて、市町村の職員、県の職員も参加されて、寒いと。それであれば、もう少し暖かい時期にずらすなど、日程についても考えていけばどうかと思いますが、その点はどうでしょうか。
- 〇中西ならの観光力向上課長 もともとが冬の寒い時期、観光客の一番少ない時期に実施するという趣旨ですので、その趣旨からすると外れてくると思います。また、来年度は、 朱雀門ひろばが3月24日にオープンします。昨年度の予算審査特別委員会で阪口委員から、朱雀門ひろばでやれば風よけもできるし、観光客もふえるし、奈良大立山まつりの来場者もふえるのではないかとご提案をいただいています。来年はそういう方向で実施したいと考えており、寒さしのぎも幾分できるかと考えています。以上です。
- ○阪口委員 私の質問の一部を歪曲されて答弁されているわけで、本人が言うので間違いがないです。確かに平城宮跡のあたりは周辺整備されて、3月24日、公園開園の式典があると聞いています。そこは充実してきていると評価をしています。その部分については、荒井知事の取り組みを評価しています。たくさん観光客が来れば、自然に冬にも来られるかもしれないし、そういう状況に鑑みて、一時中断をしたらどうかと質問しているわけです。いろいろな記録を見てもらったら、荒井知事も答弁の中で、中止ではなくて中断なのですかということをおっしゃられているので、少し一部を歪曲されて答弁をされていると思いました。

この時期にするのであれば、いつもここでする必要もないわけで、冬の観光客の増加を 図るということでの予算化なわけですから、南部等での開催や、余り寒く吹きさらしでな いところですることも観光客の増加につながるわけで、なぜ寒いときに平城宮跡なのか、 その点についてお聞かせください。

〇中西ならの観光力向上課長 平城宮跡は、奈良県の観光のゲートウエーであると思っています。この観光客が一番少ない時期に、まずはこのゲートウエーである場所に来ていただいて、そこからどんどん南に広がっていくと、いきなり南部へというところはなかなか難しいと考えており、まずはゲートウエーである奈良市内に来ていただいた上で、そこから足を伸ばしていただくという考えで始めています。以上です。

○阪口委員 この部分は、承服しかねる部分です。総括審査で特に知事肝いりの行事です

ので、荒井知事に所見をお聞きしたいと思います。

それから、総括審査では、もう1点、業務量と職員定数の関係について質問したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○大国委員 1点お尋ねします。

「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の57ページに、県立学校避難所施設関連整備事業が載っています。避難所になる学校施設等のWi-Fi環境を整える、そしてトイレ改修をするという内容かと思いますけれども、もう少し詳しく事業の内容についてお尋ねしたいと思います。

○中西学校支援課長 新年度予算案に計上しているトイレの洋式化、Wi-Fi環境整備についてです。県立学校の屋内運動場、体育館ですけれども、その大半が避難所として指定されており、防災拠点としての整備も求められているところです。そのうちWi-Fi環境については、平成28年6月に、平成32年までに無料のWi-Fi環境の整備を推進すると閣議決定がされています。これを受けまして、平成29年度より避難所に係るWi-Fi施設整備を進めています。今年度は10校において整備工事を実施し、平成30年度においても、高等学校7校、特別支援学校5校で整備工事を実施する予定です。この事業は、総務省の補助金、公衆無線LAN環境整備事業、補助率が2分の1ですけれども、これを活用させていただくこととしています。なお、工事については、来年度、各学校のネットワーク更新時期と調整しながら対象校を選定し、計画的に事業を進める予定です。平成32年度までの間で全校に設置をしたいと考えています。

それから、トイレ改修についてです。平成28年4月に内閣府より、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが示されました。非常時のトイレの確保、管理に当たって配慮すべき事項として障害者用トイレの確保や洋式便器の確保、多目的トイレの設置等について示されているところです。これを受けまして、来年度避難所となる屋内運動場、体育館のトイレについて、高等学校6校、特別支援学校3校において洋式化、身体障害者対応等の改修工事を行う予定です。

なお、来年度については、各学校の運営状況を確認の上、改修可能な学校を選定し、計画的に平成32年度までに事業を進めていきたいと考えています。以上です。

○大国委員 去年6月の代表質問で吉田教育長に質問をさせていただきました。奈良県全体で非常におくれており、特にWi-Fi環境がおくれているという状況でありました。 そのときにも整備を進めるという答弁内容でしたが、トイレにおいても同じ考え方のもと で、避難所になるところから進めていただきたいと質問をさせていただいたところです。 Wi-Fi環境もトイレ改修も平成32年度までということです。来年度、進められる学校はまだ決まっていないということですけれども、どのような形で設置校を決めていかれるのか、何か基準等はあるのでしょうか。

○中西学校支援課長 先ほど少し申し上げましたけれども、Wi-Fiについては、各学校のネットワークの更新等もあります。それから、学校それぞれの運営状況もありますので、個々の学校と調整しながら決めさせていただきたいと考えています。以上です。

〇大国委員 こういった設備は、いつ起こるかわからない災害に備えて、生徒、子どもたちはもちろん、地域の皆さんもお使いになることもありますので、できるだけ速やかに設置を完了していただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

これに関連して今、学校の適正化計画が進められており、統廃合も視野に入れて検討されていると思いますけれども、やはりそういった視野に入っている学校については、整備が遅くなるような雰囲気なのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

〇中西学校支援課長 学校の適正化計画にかかわって、当然施設の整備ですので、学校の 適正化計画によって校舎の使い方が変わる場合もあります。そういったものについては、 適宜計画を変更して整備の方針をまた考えていきたいと考えています。以上です。

○大国委員 これまで質問をしてきた中で、特に避難所は最優先でやっていただくということですけれども、県立学校のトイレの洋式化についても、これまで繰り返し質問をしてきました。答弁では、長寿命化計画を作成する中で計画的な設置のため、調査等で実態を把握をしたいということでしたけれども、これはこれで進めていただくという認識でよろしいのでしょうか。

〇中西学校支援課長 長寿命化計画策定についても、当然学校の適正化計画にかかわって 見直すべきところもあるかと思います。ただ、これについては、一定個別施設ごとの計画 を平成32年度ごろまでに立てなければならないので、それに向けて、今年度も10校に ついて、現況の調査を進めています。これから、長寿命化計画の策定に向けて鋭意事業を 進めていきたいと考えています。

○大国委員 これまでも申し上げてきましたけれども、実態は大変老朽化している、しかも使えないトイレもたくさんある中で現場は大変お困りです。なかなか言うに言えない状況もあるようです。工夫してトイレを使っていらっしゃる学校もあるようですので、しっかり実態を把握をしていただき、学校のトイレの洋式化についても計画的に進めていただ

きますよう要望して終わります。ありがとうございました。

〇小林委員 2点、お尋ねします。

1点目は、民俗博物館についてです。昨日からこの委員会でもいろいろ議論されておりますけれども、箱物に多額のお金を投入していく状況がありますが、やはりこれまである文化資源を本当に生かしてほしいということで民俗博物館のことをお尋ねします。

民俗博物館は、奈良市中町の国道308号の追分街道を抜けて、子どもの森を通り抜けた大和郡山市矢田山にあります。1974年に開館されて44年になるのですけれども、奈良県で、博物館という名のつく施設はここだけになっています。また、全国で県立の民俗博物館は奈良県だけのようです。そのような点で、奈良県としては貴重な施設であると言えると思います。しかし、地理的条件に恵まれていない。交通の便が少し悪いので、目立たない施設になっているのではないかと思います。

まず、お聞きしたいのは、最近の入館状況及び入館者の内訳はどのようになっていますか。4点続けてお聞きします。

先日、民俗博物館を訪れました。学芸員の方に館内の常設展示の案内、コーナー展、イベントの取り組みなど、丁寧に解説をしていただきました。常設展の大和の暮らし、昔の暮らしの中に奈良盆地の稲作、吉野産地の林業、大和高原のお茶など、昔使っていた用具などもたくさん展示されており、本当にそこに目をやりながら思いめぐらしましたが、驚いたことに吉野林業用具の林業加工用具は1,908点が重要有形民俗文化財に指定されているということです。来館者もちらほらあったのですけれども、私は丁寧に説明していただいたのですが、希望される皆さんにそういう案内ができる状況になっているのかどうか。

それで、2つ目にお尋ねしたいのは、来館者にこのような説明ができる学芸員は何人お られるのでしょうか。皆さんの身分はどのようになっていますか。

それから、民俗博物館には、併設して大和民俗公園があります。ここには、奈良県内の18世紀から19世紀、江戸時代に建てられた15棟の古民家が、所在した地域に即して、町屋集落、国中集落、宇陀・東山集落、吉野集落の4ブロックに分けて移築をされ、復元をしております。大和の国というのは、人々が暮らす地域は川の流れに沿って広がりを見せていて、生活文化の特徴もそれぞれの地域ごとに違いが見られるということで、この4つの集落の古民家が移築、復元をされていました。そのうち3棟は重要文化財、10棟は県指定の文化財ですが、この貴重な古民家は大変傷みが激しく、修理が大変迫られている

なと思いました。ここに案内してくださったのですが、アライグマが住みついた古民家も あったそうで大変だったようです。カヤぶき屋根の古民家もありました。世界遺産の白川 郷や、京都の美山等で皆さんもお出かけいただいたことがあると思いますけれども、カヤ ぶき屋根の古民家の改修にはかなり費用がかかると聞いています。

それで、3点目にお聞きしたいのは、古民家などの改修の状況と問題をどのように認識 されているでしょうか。

4つ目は、冒頭に申し上げましたけれども、もう44年になる民俗博物館の建物は随分古くなっています。もちろん耐震構造にもなっていないと思います。これは改修の計画があるのでしょうか。この4点をお尋ねします。

〇谷垣文化資源活用課長 ただいま質問がありました4点について、少し順番が入れかわるところもあるのですけれども、まとめて答弁させていただきます。

まず、過去5年の入館者数については、本年が1月末現在で1万3,293人、昨年度が1万8,105人、平成27年度が1万8,886人、平成26年度が2万399人、平成25年度が1万9,375人となっており、例年ほぼ2万人弱の入館者が訪れている状況です。

入館者の割合としては、65歳以上の高齢者や障害をお持ちの方、高校生までの学生、 児童は無料としており、これらの方の入館が例年ほぼ七、八割を占めています。また、 小・中学校の社会見学などの団体入場者数は年間4,600人から5,000人が訪れて いる状況になっています。

そして、改修計画は、古民家も含めてですけれども、民俗博物館が所在する大和民俗公園を所管している、まちづくり推進局とともに、当博物館や同公園のあり方についての検討を継続して行っているところです。また、古民家15棟の修繕の要否、規模等については、平成29年度民俗博物館活用検討事業により調査を行っているところです。この結果を踏まえ、計画的な活用に向けた修繕を検討していきたいと考えています。

加えて、民俗博物館の活用方策を検討していく上で必要となってくる収蔵品の活用に向けてのデータベース化や、古民家の屋根のふきかえについては、平成30年度も予算化を お願いしており、予算化されましたら、事業を進めていきたいと考えています。

また、専門職員の配置については、現在、学芸員3名を配置し、収蔵品の解説や企画展の開催、ワークショップやイベントの実施等を中心に従事させているところです。専門職員の確保について、適正な人員配置の検討と並行して、専門職員の事務時間の削減につな

がる収蔵品のデータベース化事業などに今年度着手し、それの実施もあわせて行っている ところです。以上です。

○小林委員 今、入館者の内訳をお聞きしましたら、小学生の入館がかなりの率を占めています。ここの施設は奈良のこれまでの暮らしを目で見たり、体験したりする本当に貴重な場所で、そういうところで学習をするという状況だと思うのです。こうした状況の中で、興味、関心を持てるような、そういう説明をしてくださるという意味では、専門家の学芸員は、非常に重要になってきます。今、ご答弁にありましたように、専門職の方が3人おられるということですけれども、今後この仕事の中身も含めて、学芸員をふやすかどうか、どのようにするかも検討されるということですけれども、この点、ぜひ私は現状を見ていて、民俗博物館にもっと多くの方に来ていただくためにも、ぜひふやしていただきたいと思っています。

それから、古民家の改修も改修計画をしていかれるということですけれども、先ほども言いましたように、見ていまして、古民家は恐らく非常に傷みが進む状況になると思いますし、1つの改修にも随分お金がかかる、これも認識をされているようですけれども、そういう意味では、古民家の改修は次々と必要になってくると思います。今回、予算化されている部分もあるようですけれども、これからも改修や復元にも計画的に進めていただきたいと思っています。専門家の配置も改めて検討されていくと思うのですけれども、さらに資源を十分生かすために検討を進めていただきたいと思います。その点、再度ご答弁をお願いします。

〇谷垣文化資源活用課長 そのように検討を引き続き続けていきたいと思います。以上です。

〇小林委員 実は、先ほど冒頭にも言いましたように、奈良の文化資源としては、民俗博物館は非常に大事な、貴重な資源になります。奈良県に芸術家村といった多額の税金を投入する建物をこれから進めていこうとされているのですけれども、既にある資源を活用して生かしていくことにこそもっとお金を使っていただきたいと思いますので、ぜひこういう方向でやっていただきたいと申し上げて、この問題は終わります。

それから、もう一つ、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の88ページ、スクールカウンセラー等の配置促進事業についてです。

まず、奈良県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の状況、職

務はそれぞれどのようになっているのか、スクールソーシャルワーカーの配置の目的は何か、スクールソーシャルワーカーの資格はどのようになっているのか。また、スクールソーシャルワーカーの派遣による成果、効果はどのように受け取っておられるのかお伺いします。

〇相知生徒指導支援室長 スクールカウンセラーの事業からご説明します。

県教育委員会では、国の事業を活用して、平成7年度よりスクールカウンセラーを配置しています。平成27年度からは、県内全ての公立中学校104校にスクールカウンセラーを配置するとともに、必要に応じて、校区内の小学校からの相談に応じています。また、平成29年度には全県立高等学校33校にスクールカウンセラーを配置しました。スクールソーシャルワーカーの配置状況ですが、平成27年度までは3名配置をしていましたが、平成28年度には7名を、今年度は9名を配置し、県立学校及び各市町村教育委員会と連携しまして、所管の小・中学校を巡回し、学校への支援の充実を図っています。スクールソーシャルワーカーの配置時間についても、この3年間で504時間から、今年度は6,084時間に拡充しています。スクールソーシャルワーカーの資格ですが、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ者を採用して活動してもらっています。

成果ですが、今年度は、スクールソーシャルワーカーについては、全ての小学校について で巡回し、相談を受けています。済みません、件数については、少しお待ちください。

- **〇奥山委員長** 小林委員、数値はまた出してもらうということでよろしいですか。
- **〇小林委員** 数字についてはまた後で結構です。
- **〇奥山委員長** 誰か調べてあげてください。
- ○小林委員 私も事前に資料をいただいたので見ていますけれども、スクールカウンセラーの配置状況ですが、カウンセラーの配置は、ご答弁にあったようにふやされています。ただ、配置される時間数が、総時間ではふえていると思うのですけれど、限られており、実態は中学校のモデル校でも週1回のところが5校、それから、基本になっているのは2週に1回が65校、その他34校となっています。カウンセラーの配置については、非常に総時間はふえていっているかと思いますけれども、1校に対しては、やはり非常に限られた時間しかカウンセラーの方が職務についていないという状況だと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの配置については、恐らく文部科学省がそうい う方向を出されたのも随分最近になってからかと思いますが、配置について年度ごとにふ やされてきているのですが、派遣も、大変人数が限られていると思うのです。 2008年 に3人、その次の年に4人、その次が2人ということで、合計すると9名です。ですから、配置、派遣の状況などを見ましたら、学校が限られているということで、派遣なしの小学校もあると。ただ、お聞きしましたら、派遣なしの小学校には巡回、例えば山添村、曽爾村、御杖村は巡回になっているという状況ではないかと思います。私はソーシャルワーカーもカウンセラーも、両方とも役割は非常に大事だと思っています。スクールカウンセラーは児童生徒の本人の心の問題に注目をして援助していくのですが、スクールソーシャルワーカーは児童生徒を取り巻く環境に注目して問題の解決を図る専門家ということで位置づけられていると思います。

お尋ねをしたいのは、スクールカウンセラーは、小学校への配置がないように思うのです。小学校も資料をいただいたところ、児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸問題に関する調査で、いじめの状況などを見ると、いじめの認知件数が、小学校と中学校とを比較して、小学校の件数はかなり多いという実態があります。不登校については、中学校のほうが確かに生徒数が4倍と多いという状況なのですけれど、そういうことを考えますと、スクールカウンセラーの小学校配置もぜひ進めていただきたいと思っているのですが、この点についてお尋ねします。

○相知生徒指導支援室長 スクールカウンセラーの配置です。文部科学省では、先に全中学校へ配置ということを目標として、全国的に以前から展開されており、平成27年度に奈良県も全公立中学校への配置をしています。小学校の配置、小学校への支援ですが、先ほど申し上げたとおり、校区内の小学校からの相談に中学校のカウンセラーが応じているとともに、県に直接、要望があった場合は、生徒指導支援室から県のスクールカウンセラーもお送りしています。また、スクールカウンセラーの活動について、専門的な領域になる場合については、スクールカウンセリングカウンセラーという制度があり、精神科医、小児科医、臨床心理士、心理臨床を専門とする大学教員などを派遣して、小学校の先生だけでなく全ての学校の先生にご活用いただけるようにしています。児童がいじめや不登校等のさまざまな悩みを相談しやすい環境をつくり出すため、児童相談員を小学校20校に配置し、また、スクールカウンセラーや教員を目指す大学生をボランティアとして小学校にも派遣しています。今後もさまざまな事業を組み合わせ、学校の教育相談体制をより充実させることにより、子どもたちを守るセーフティーネットの一層の強化を図っていきたいと考えています。以上です。

〇小林委員 ぜひ各小学校にもきちんと配置ができるように、ご努力をお願いしたいと思

います。

もう一つお聞きしたいのは、スクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーは、始まったのが少し後になってきて、今、数字的にもまだまだ少ないという状況だと思うのですが、先ほど言いましたように、スクールカウンセラーと同じようにスクールソーシャルワーカー、それぞれの役割がありますので、いじめ、不登校の問題等でも直接本人、先生、家族などの心の問題に注目するスクールカウンセラーと、子どもや生徒を取り巻くさまざまな周りの環境に注目をして問題の解決を図るスクールソーシャルワーカーは、ともに必要だと思います。スクールソーシャルワーカーの必要性がどんどん広がっており、派遣数を年々ふやす目標を持っていただきたいと考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

- **〇相知生徒指導支援室長** 限られた人数ではありますが、配置時間、派遣について、効果的に活動できるように計画をしていきたいと思っております。今年度は、配置があるないにかかわらず、全ての小学校に行かせていただいていますが、次年度もまた、どのような形で学校、児童生徒、保護者のお役に立てるかを考えながら、さらに計画的に進めていければと思っています。以上です。
- **〇小林委員** ぜひ今、子どもを取り巻く状況がさまざまな環境と社会の変化の中で問題的な行動が、年度によってでこぼこもありますけれども、減るどころかふえていくという状況です。そういう意味では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、非常に今の子どもたちを取り巻く状況の中では、大切なというか必要な職・仕事だと思いますので、これからも、今もご答弁いただいたのですけれども、全ての小学校、中学校に行き渡るような派遣数や配置数などをふやす目的、目標をずっと持っていただきたいとお願いしておきます。以上で終わります。
- ○奥山委員長 相知生徒指導支援室長、スクールソーシャルワーカーの効果や成果の数字は、今説明できますか。資料がなかったら、後でまた提出してもらわないと。ソーシャルワーカーの効果、成果はどうなのですかという質問に対して答えがなく、後でということだったけれど、改めて数字は出るのですか。午後からでも資料が出てきますか。どうですか。
- **〇相知生徒指導支援室長** 数字を出させていただきたいと思っています。
- ○奥山委員長 では、数字が出た時点で言ってください。
- **〇相知生徒指導支援室長** ありがとうございます。

〇亀田委員 通告していないものもあるのですが、4点、質問させていただきます。

まず1点目、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2 月補正予算案の概要」の92ページ、県立高校空調設備設置事業についてです。資料を見たらわかるのですが、平成30年度、平成31年度で全てやり切ってしまうという認識でいいのでしょうか。もう一つは、PTA等で既に設置されている学校のランニングコスト、維持費も平成30年度から全て見られるのかについて、改めて教えていただきたいと思います。

〇中西学校支援課長 県立高等学校の空調設備の設置についてです。平成30年度から地方消費税の清算基準の見直しにより増収があります。これを財源として、教育予算の充実を図ることにしています。耐震化工事の工程と調整しながら、今後全ての県立高等学校の普通教室に空調を設置していく計画です。具体の計画ですけれども、まず、平成29年度に4校工事の設計をしており、そのうち1校は既に工事を完了しています。平成30年度は、残りの3校の工事を実施し、さらに8校について、工事の設計をしたいということです。8校の工事は、生徒の授業等に支障が出ないように夏休みを利用するため、平成31年度に実施したいと考えています。

実は残り2校あるのですけれども、この2校には、コンクリート強度の関係から耐震補 強が困難な学校です。いわゆる改築が必要な校舎を持っている学校になっています。この 2校については、改築に合わせて整備をしたいと考えています。それをもって全学校に設 置することになります。

それから、PTA、育友会等が設置された空調設備のランニングコストの負担の問題です。これについては、平成30年度から育友会等によって設置された空調設備のリース料、電気代等の運転費を全て県で負担したいと考えています。具体的には、平成30年4月1日付でリース契約を県に移管し、それ以降に生じるリース料と電気代を県で負担するという形で進めたいと考えています。以上です。

○亀田委員 平成30年度で3校、平成31年度で8校、残り2校は耐震のこともあるので置いているということなので、基本的には平成30年度、平成31年度で全て設置されるという認識でいいと理解させていただきました。ぜひそのあたり、よろしくお願いを申し上げて、1問目の質問は終わります。

2点目、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補 正予算案の概要」90ページの、新規事業、部活動指導員配置促進事業です。これは以前 からたくさん話題に出ていますので、大体内容は把握しているのですが、部活動指導員の 方々の頻度等の決まりは、各学校に任されているという認識ですか、改めて教えていただ きたいです。

〇吉田保健体育課長 部活動指導員に係りまして、現時点の状況をご説明しますと、国で 予算化されましたこの事業は、市町村が実施主体となり、国が3分の1、県3分の1、設 置者である市町村が3分の1の負担で行っていく事業です。現段階で、まだ予算は確定し ていませんが、国予算の段階では、時間給1,600円で週3回程度、1回の指導は2時 間程度で積算されています。以上です。

○亀田委員 今お聞きすると、当然予算が決まってからということではあるのですけれども、週3回、1回が2時間程度ということです。これによって、指導者がいない部活動の指導に当たっていただけるということですので、部活動を一生懸命したい子どもたちにとっては、非常に効果的かと思うのです。あくまでも新規事業ですので、1年間やってみてということにはなるのでしょうけれども、常々申し上げてきましたが、通常の授業を教えている先生と部活動指導員の先生がずれるわけで、授業はおとなしいけれどスポーツは関志むき出しでやる子どももたくさんいるし、教育的な要素からもクラブ活動はスポーツに限らず、文化的なクラブ活動もですが、そういったものをミックスして学校教育はあるのかと、自分なりには思っているのです。ですから、学校の先生と部活動指導員の方との連携を密にしていただき、子どもがよりやりがいを見つけて、さらにそれが授業やスポーツに相乗効果になるように、この制度がうまく利用されるようにお願いをしたいのと、当然スポーツをとにかく頑張ってやりたいという人の競技力アップにもつながるのではないかとも思うし、スポーツをやりたいけれど、あまり部活動がないという人にスポーツに親しんでもらうなど、いろいろな要素があると思いますので、有効的にこの事業が進むように引き続きよろしくお願いします。

それと、これは要望です。吉田保健体育課長にいろいろとご尽力いただいていますが、中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会が、平成31年に近畿で開催され、奈良県では相撲と新体操とサッカーが行われることになっています。基本的には中学校体育連盟と聞いていますので、側面的に引き続き、県としても、その3種目がうまく進みますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

その中でもう一つ、さらに要望ですけれども、相撲が行われるということですので、これはほかの部局になりますけれど相撲発祥の地のPRを、予算をとってやられていると思

うのです。

(「桜井や」と呼ぶ者あり)

桜井、そうですね。諸説ありますが。

(「諸説ある。香芝もある」と呼ぶ者あり)

〇亀田委員 諸説ありますが、相撲発祥の地で売っているのであれば、ましてや来年、近畿で行われる全国中学校体育大会の中で、奈良県で相撲の競技がされるということです。

私は、橿原市・高市郡選挙区選出ですけれども、橿原市の中学校を見ると、土俵がきちんと中学校のグラウンドにはあるのです。橿原公苑の施設の中にも、たしか土俵があったと思うのですけれど、ほとんど使われていない気がします。年配の方に聞くと、とにかく昔はよく相撲をとったと言われるのですけれども、各中学校に土俵があるのに余り使われていない、どちらかというと、言い方が悪いかもしれませんけれども、なかなか相撲に興味を持つ子ども少なくなっているのかもしれません。相撲発祥の地で売っているのであれば、なおさら近畿で行われる全国中学校体育大会の相撲競技が奈良県で行われることを一つのきっかけとして、県教育委員会から市町村に対して、相撲を何かで取り入れることができないのかということも考えています。ことし高校の国体に相撲で行かれた子どもも結局、団体戦は相撲だけやっている子どもで編成できなくて柔道をやっている子どもを借りて相撲競技に出たと聞きました。ですので、相撲をやっている子どもたちからしたら、相撲の取り組みがもっと進んでいけばと思っているみたいですし、さっき申し上げたような背景もあるので、ぜひとも、各中学校にある土俵がもったいないと思うこともあるので、何かで相撲を取り入れていただけるような方法を考えていただけたらと、吉田保健体育課長、よろしくお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、奈良県立大学のことでお聞きしたいのですけれども、シニアカレッジをやっておられて、平成30年度分は募集を締め切ったということです。見てみると、募集定員よりも応募が多く抽せんになるということで、いい取り組みだろうと思っています。例えば、奈良商工会議所がやっている奈良まほろばソムリエ検定という制度もあったり、要は、何が言いたいかというと、若いころもっと勉強しておいたらよかったと私も常々思います。勉強したいと思うときに勉強するのが一番身についてくるだろうと思うので、仕事をリタイアされた方が受講されるこのシニアカレッジは、多分そういうことでも人気があるのかと思うのです。ただ、現役世代で働いている30代、40代ぐらいでも、毎日と言われたらなかなか行けないけれども、例えば週1回とか、月に1回、2回ぐらいの講座

があって、仕事をしていますから夜で、年間通じて20回、30回ぐらいの講座で、何か 勉強できるようなことがないかと言われることが結構あるのです。ほかで、もしかしたら そういう取り組みをやっておられるのかもしれませんが、あれば教えてもらいたいですし、 なければ、そういったメニューを県でも調べていただいて、私が周りで聞いている程度の ニーズなのかもしれませんけれども、県内でそういうニーズがあるのかどうか、働いてい る世代の人でも、もう少し勉強したかったという人が勉強したいと思うときに勉強できる 環境があればいいし、それがまた県内の教育力を上げていくと思っていますので、もし何 かご所見があれば、お願いします。

○川上教育振興課長 まず、シニアカレッジですが、亀田委員がお述べのように、大変人気があり、数字は今持ち合わせていないのですけれども、かなり応募があると聞いています。平成29年度までは県立大学本体と、中南和地域ということで橿原市で実施をしておりました。平成30年度は、県立大学から聞くところによると、加えて王寺町で実施するということで3カ所になると聞いています。それと、シニアカレッジという名前をつけてはいるのですが、特に年齢制限は設けていないと聞いています。基本、平日の昼間にやっていたと思いますので、行けるかどうかはそれぞれのご判断になるかと思います。

それから、最後にお述べの学び直しという観点ですけれども、県立大学の中期目標でも、 学び直しについての対応をしていただきたいとお示ししています。現状まだそこの取り組 みには至っていないのですけれども、県立大学で何か取り組みができるのか、引き続いて 検討されていくと思います。以上です。

〇亀田委員 やはり昼間に通うのは、仕事をされている方はほぼ無理だと思いますので、できれば夜間、土日を利用して、当然子育て真っ最中の方もいらっしゃいますので、そんなに頻度が上がらずにちょうどいいころ合いで受講できるようなものがあればということで、引き続きまたよろしくお願いを申し上げて質問を終わります。

○粒谷委員 先ほど、阪口委員から奈良大立山まつりについて、勇気ある撤退をしたらどうかという発言があったのですが、私は元気ある前進をしたらどうかと申し上げたいと思います。

そもそも論で、先ほどの議論を聞いておりまして、この事業は、3年前の9月の補正予算で決まったのです。本来、こういう事業は、当初予算で新規事業でお決めになる事業だと私は思っていたのです。ところが、あの時点のことを思い出したら、中国から爆買いで非常にたくさんの方が来られたのです。多くの方が奈良県にどっと押し寄せてきたものだ

から、多分、荒井知事にとっては、7月、8月のときに来年の寒いオフシーズンに何かイベントをして多くの観光客を奈良県に来てもらえないかと、多分そういう意思があったものだから、補正予算でと思う反面、賛成したのです。

オフシーズンにいろいろなイベントをして多くの方を招き入れるのは、本当に難しいのです。寒さ、雪、いろいろ問題があります。もちろんそれは想定内の話です。しかし、それをどうクリアして多くの方に来ていただけるかということなのです。私は賛成論者といえども、実際去年のデータを見たら、約3万人弱で、予算が約8,000万円と言えば、1人当たりのコストが3,000円かかっているのです。行政では費用対効果をよくおっしゃいますので、それを考えたときに、経済効果はもちろんあるでしょうけれども、やはり来年に向けて、今までとは違う知恵と工夫で、多くの方に来ていただく、そんなポジティブな話を聞かせてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇中西まちづくり推進局理事兼観光局理事 激励ありがとうございます。奈良大立山まつりは、3年目が終わりました。3年目で一旦、一定の見直しが必要であると考えています。予算額も、少し減額をさせていただきながら、実は実行委員会組織についても見直しを考えています。今まで荒井知事がトップで県主導でやっていましたが、民間の方にも入っていただき、民間の方のお知恵をかりて、民間の方に将来的には全部やっていただくような方向に向けて今取り組みを進めているところでして、奈良大立山まつりを長く続けていけるように、私どもも工夫を重ねながら進めていきたいと考えています。以上です。

○粒谷委員 こういうイベントは、なら燈花会のようにボトムアップする手法と、トップ ダウンするような、奈良大立山まつりの手法もあると思うのです。やはりイベントは、早期に答えは出てこないと思います。試行錯誤の中で、頭を打ちながらやっていくと。特に オフシーズンに、イベントで集客しようと思えば、どの自治体もそうですけれども、頭を ひねって、知恵をひねって苦労しているのです。何もしなかったら一番いいのかといった ち、そうでもないでしょう。そういう意味では、ポジティブに考えていただいて、もちろ んコストのことも十分考えながら、企業とは若干違うのですけれども、例えばUSJやハウステンボスなどのイベント会社でも、右肩下がりだったのが、物の考え方で今大変盛況 になっています。そういう意味では、私は皆さん方の知恵もあるし、今おっしゃったよう に民間の知恵と工夫を十二分に反映して、来年は一つの大きな成果を期待しています。

次に、民泊についてお伺いします。

きょうの毎日新聞に民泊について、明るいものと暗いものと書いています。当然今まで

も危惧されているのですけれども、奈良県は宿泊設備が大変少ないということもあります ので、基本的に、私は民泊については賛成です。しかしながら、暗い面、リスクを負う部 分もたくさんあると思うのですけれども、その点についてどのようなご配慮をされるので しょうか。

〇中西ならの観光力向上課長 民泊についての質問です。

6月に住宅宿泊事業法が施行されます。民泊を行うに当たっては、宿泊者に対し、周辺 地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の説明、苦情への対応、宿泊者名簿 の作成、備えつけ等が事業者等に義務づけられています。また、家主が同居する場合は家 主が、家主が不在となる場合も、国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者が、先ほ どの、民泊を適正に運営するための措置を行うこととなり、周辺地域の生活環境の悪影響 の防止のための対策がとられることになっています。

県としましても、住宅宿泊事業の規制と振興の両面を有する法の趣旨を踏まえた上で、 今議会に条例案を上程させていただいていますが、その条例の中でも、法律で規定されて いる事項について、必要な体制整備を求める旨を規定しています。また、県による指導監 督の実効性を上げていくために、近隣の方などが届出の有無や届出内容を確認できること が重要と考えており、住宅宿泊事業者の情報を公表することもしています。また、4月よ り旅館業法の所管を観光局に移管します。旅館業法と住宅宿泊事業法の所管を一本化した 体制を構築した上で、これらの対応により、地域住民の不安解消や届出業者への指導監督 を徹底していきたいと考えています。以上です。

○粒谷委員 政府では、非常に経済効果が発生するだろうと、民泊を大いに取り入れて、地方にも波及するだろうということですけれども、現実、各自治体においては、約4割が条例等で、区域の規制、期間の規制をしているのです。一例を挙げれば、京都市が非常に厳しい条例で規制しました。それに準じて京都府では、南部地域が京都市に準じて市町村で規制をしていくと。北部地域、いわゆる過疎地については地域の活性化も含めて、あるいは宿泊施設が少ないこともあって、規制をしないというめり張りのある京都府としての行政指導があります。奈良県はどうなのでしょう。奈良県の39市町村の中で、例えば独自の条例を制定する雰囲気はあるのですか。

〇中西ならの観光力向上課長 規制に関しては、法律の中で各都道府県がそれぞれの地域 の事情に応じて規制をすることになっており、粒谷委員お述べのとおり、4割ほどの自治 体が規制をかけている。残り6割は全く規制をかけていないという状況で、対応が地域に よって大分変わってきている中で、奈良県は規制をかけている中では緩いほうという位置づけになるかと考えています。

粒谷委員お述べのように、例えば京都市や、京都府においてもそれぞれ規制はいろいろ厳しいものがありますが、奈良県においては、奈良市を除く地域ですが、一律の規制ということで考えております。また、市町村の意見もお聞きしていますが、独自で何かをしたいという動きは今のところは聞いておりません。以上です。

〇粒谷委員 芦屋市は、100%民泊はしないという景観条例を制定しているのです。これはそれぞれの市町村長の判断になると思うのです。県としては、基本的には条例を制定して、余り足かせをしないというのが基本であろうかと思うのです。ただ、それぞれの市町村で条例を制定されたとしても、法的に拘束力としては、規制はすることはできないです。そういう意味で、奈良県の場合は、今のところおおむね国に従って余り規制をしないというやり方でやっていただけるということですね。

そこで、私は思うのですけれども、生駒市の場合、特殊な事情がありまして、地区計画を非常に設定しているのです。例えば、東生駒1丁目は、駅に近くて非常に大きな敷地もお持ちなのです。当然、7室も8室もあるような家があるのです。ここはいわば芦屋の六麓荘みたいに非常にステータスのある地域なのです。そこの住民の皆さん方は、民泊はこの地域にはふさわしくないだろうと地区計画をして、ロケーションを守るということで自分たちで自分たちの財産をセーブしているのです。にもかかわらず、それがかなわないという不満があるのです。ここでもし民泊が許されるならば、いろいろな問題が起こってくるでしょう。そういう場合、県としては、チェック体制をどうするのですか。

○中西ならの観光力向上課長 住宅専用地域での宿泊事業もできるようになるということで、トラブルが出てくるであろうことは予想されます。そういうものに対して、事業者や管理者がしっかり対応する義務がありますが、我々県としましても、特に市町村とも連携をしっかりしていきたいと思っています。先ほど申し上げましたように、民泊事業者がここにあるということはしっかり公表しますので、地域の皆様にもわかっていただける。そこに載っていないものは、違法なものということが判明しますので、そういう情報はどんどん地域や、県に上げていただければ、しかるべき対応をしていきたいと考えています。以上です。

〇粒谷委員 おっしゃるとおりで、県で全てを網羅するのは非常に難しいと思います。やはり市町村とタイアップして、身近な問題については、市町村も十二分に対応できるよう

な形にしていないと、稼働すればいろいろなトラブルが発生する可能性は高いと思うのです。東京都でも、実際きょうまでトラブルが起こっています。そういう意味では、十二分なご配慮をよろしくお願いしたいと思います。終わります。

〇山村委員 それでは、質問させていただきます。

最初に、教育委員会にお伺いしたいのは、福祉避難所についてです。県では202カ所の福祉避難所が指定されています。奈良市内では、県立養護学校は3カ所とも指定されていると思うのですけれども、災害に備えて、教育委員会としては、福祉避難所についてどのような準備をしておられるのか、取り組みをお聞きしたいと思います。

〇中西学校支援課長 福祉避難所については、特別支援学校4校で指定をされています。 まず、奈良市内にある3校は奈良市と協定を結んでいます。それから、昨年7月に明日香村と明日香養護学校が協定を結んでいるという状況でして、4校が指定されています。福祉避難所は、介助の必要な高齢者、障害者などの要援護者に配慮した避難所です。福祉避難所の運営については、市町村の役割ですけれども、福祉避難所に指定された学校においては、市町村の要請に応じ、福祉避難所としての施設の提供、運営、対象者の受け入れ体制の整備などに協力することとされています。今協定が4校ですけれども、今後ほかの市町村からも福祉避難所としての指定の要請があれば協力していきたいと考えています。以上です。

○山村委員 今4校を指定されているというお話でした。中身をどうしていくかについては、これからという感じで受けとめたのですけれども、実は、熊本地震で特別支援学校に通っておられた児童生徒の方々が、災害のときどうされたのかという調査の結果も出ていました。児童生徒の36%の方が地震後、やはり心身に大きな影響を受けて状況が悪化するという結果や、また、一般の避難所でなかなか受け入れてもらえなくて大変苦慮され、約65%の方が車中で過ごされていたと言われています。こういう実態の中で、あちこちで地震が起こって、東日本もそうですが、そういう現場の障害児の方々と家族の方々の皆さんが、福祉子ども避難所という形で制度化をしていったらどうかという動きを進めていると聞いています。一時的な避難は、皆さん当然近くにある避難所に駆け込まれることになると思うのです。福祉避難所と決めていても、その地域の方ももちろん来られることもあると思うのです。最初の時点では、そういうことがあったとしても、長引いていく場合には、二次避難所という形で特別支援学校などで、やはり子どもの避難所という形で専門性の高い支援を行う制度があれば安心ではないかと思うのですけれども、今のお答えの中

では、今後地域から要請があれば、特別支援学校を避難時の拠点として活用していくということもおっしゃっていただいているのですが、実際に障害をお持ちの児童生徒の方々への対応ということで、県としても、こうした事例も含めて考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇中西学校支援課長 先ほど福祉避難所ということで協定について説明をさせていただきましたけれども、基本的に、まず避難所として特別支援学校がどういう役割を担えるかという点もあります。ソフト面においては、特別支援学校の教職員が持っている介助に関するスキルが有効であると考えており、市町村にそういった運営をバトンタッチするまでの間、教職員による応急的なケアが期待できるかと考えています。

施設面については、特別支援学校に限らず、障害を持つ方々、高齢者の方々のために一 定の例えば車椅子用スロープや、障害者用トイレ等の設備というハード面の整備も今後進 めていきたいと考えています。以上です。

〇山村委員 これからの課題だと思うのですけれども、やはり障害をお持ちの子ども、あるいは生徒が県内どこに住んでいても、いざというときに安心できるようにどういう支援ができるのかを関係者と協力し、教育委員会としても検討を始めていただけたらと思っていますので、その点、要望させていただきます。

次に、この間、若者がブラックバイトやブラック企業に苦しめられているということで 大変社会的な問題になっています。高校生や大学生などが就職して人間らしく働くことは、 やはり人生の土台でありますし、社会へ羽ばたいていく中学生、高校生のために働くルー ル、労働者の権利について、しっかりと学ぶ機会をつくることは非常に大切でありますが、 教育委員会では、現在どのように取り組んでいらっしゃるのかお伺いします。

〇深田学校教育課長 高校生に対する労働関係法の教育についてというご質問です。

社会人、職業人として自立が迫られる時期であります高校生段階での生徒に職業観、勤労観を身につけさせるとともに、労働法やワークルールに関する理解を深めさせることは極めて重要であると考えています。現在、高等学校においては、公民科の現代社会及び政治・経済や特別活動の時間、総合的な学習の時間等において、労働法などの基礎知識や雇用と労働をめぐる問題について、理解を深める学習を1年次から行うことができるようにしています。教員だけではなく、社会保険労務士会など、外部の専門家を招いて、社会に出て働くときの基礎知識について、具体例を通してわかりやすく学習している学校もあります。また、県教育委員会では、高校生のキャリア教育を推進するための情報誌として、

高校生キャリア支援マガジンJOBAMBIを作成し、平成27年3月に各学校に配布しています。自分らしく働くために考えるべきことや働く際の法的知識などをわかりやすくまとめているものです。また、県内で働く先輩の生の声も掲載されており、高校生に役立つ冊子となっています。そして、平成29年3月に発行した高等学校等における主権者教育実践事例集にも、気持ちよく働くために社会に出る前の基礎知識という事例を掲載するなど、労働教育の充実を図っているところです。

- **〇山村委員** 各方面で取り組んでいただいているというお答えでした。その中でおっしゃった冊子は、全高校生に渡す形になっているのですか。
- ○深田学校教育課長 JOBAMBIという冊子についは、全生徒ということではありません。学校に配布ということで、例えば、特に就職者が多い奈良朱雀高等学校については、520部と、生徒数に近い数字を配っています。また、普通科高校ですと、就職者の少ない学校については、1学年の大体3分の1から半分という数になってくると思います。
- **〇山村委員** せっかくつくっていただいているのなら、就職しなくてもバイトをされている方もたくさんいらっしゃいますし、大学生になればみんなバイトをされるということもありますので、全ての方に行き届くようにしていただきたいと思っています。そういうことも含めて、今後強化していただきたいとお願いしておきたいと思います。

次に、文化財保護法の改正について伺います。

政府は文化財の一体的活用あるいは地域振興に向けた制度改革ということで、文化財保 護法の改正を行いますけれども、その主な内容と、奈良県にどのように影響してくるのか 伺いたいと思います。

○名草文化財保存課長 改正法の趣旨としましては、過疎化、少子化を背景として、文化 財の滅失、散逸を防ぐために地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要と して、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の 強化を図るために、現在、国会に上程され、国において文化財保護法の改正に取り組んで おられます。この改正法案は、成立すれば来年4月より施行される予定です。その内容は、 大きく3点あり、1点目は、地域における文化財の総合的な保存・活用として、県におい ては大綱の策定、市町村においては、文化財保存活用・地域計画の策定の制度化が新たに 盛り込まれています。

2点目は、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しです。3点目は、 地教行法、地域教育行政の組織及び運営に関する法律で、現行では教育委員会の所管とさ れている文化財保護の事務が条例により首長部局で所管することが可能になります。

このような国の動きに対しまして、県では、文化財の公開に係る、いわゆる60日ルールについて抜本的見直しを行うことなどについて、9月にパブリックコメントの意見として提出したところです。また、文部科学大臣や文化庁長官に直接荒井知事が面談し、要望を行いました。特に文化財行政の知事部局での所管については、10月に設けられた中央教育審議会の特別部会において、荒井知事が委員となってプレゼンを行わせていただいたところです。また、多くの文化財を持つ当県においては、改正に合わせて、昨年10月から有識者から成る勉強会を立ち上げています。文化財の保存と活用を車の両輪と捉えて、一体的な施策の展開を図る、これからの文化財保護の体系づくりに着手して、今月下旬には3回目の勉強会を開催し、素案として取りまとめる予定です。以上です。

〇山村委員 体系的なことをお話しいただきました。その中で、評価できる点もあると思っています。これまで本当に未指定の文化財が数多く失われてきたということで、指定と未指定に分けて、未指定は価値がなさそうということに流れていく傾向もあったりして、阪神・淡路大震災や、東日本大震災、熊本地震などでも、未指定の文化財が大量に取り壊されてしまったり、あるいは書画や彫刻など、未指定のものは販売されて売られてしまっている状況がありました。今回の法改正では、こういう問題が改善されてなくなるのか、つまり、市町村にある全ての文化財の継承を図っていくということで、大がかりな計画をつくって、細かく一つ一つのものについても、保存と活用という方向の管理計画をつくっていく中で、そういう問題が解決されることになるのかどうか伺いたいと思います。

○名草文化財保存課長 今回の文化財保護法の改正においては、市町村が大きな主役となっています。その中で、地域計画をつくることが制度化される予定です。当県で取り組んでいる、これからの体系づくりにおいても、最初の大きな柱として、未指定の文化財も含む調査、網羅的な調査を上げており、それを把握し、活用し、大事にしていくということがこの政策の中には入っているものと認識しています。以上です。

〇山村委員 今お答えいただいた網羅的な調査ということで、とにかく今あると思われる ものは全て調査にかかっていくことになると解していいのでしょうか。これまで奈良県で も、昨日も申しました知事公舎など、調査をせずに、またさせてもらえず、文化遺産とし ては認識されない、そういう問題もあったわけですけれども、こういうものが解決をされ ることになると解していいのですか。

〇名草文化財保存課長 網羅的といいましても、恐らく対象はたくさんあると思います。

網羅的な調査をするのは市町村の職員であり、また、地域に住まわれている人々なのかも しれないと思っています。調査の過程がとても大事で、まずはモデル的に取り組んでいき たいと思っています。以上です。

○山村委員 きちんとやっていただけることを期待したいと思います。ただ問題は、調査をするにしても、計画を策定するにしても、人の配置が現状では全く行き届いていないと思うのです。県を見ても、専門職という形での人の配置は非常に少ないし、県が相談に乗って市町村と一緒にやるにしても、市町村の現場でも実はすごく苦慮されている実態があると思うのです。人材が不足している問題をどのように解決していくのか。そうしないと、目指しているところはよくても実現できないと思うのですが、その辺はどうでしょうか。
○名草文化財保存課長 確かに市町村によっては、人材及び体制についてはばらつきがあると聞いています。このため、先ほどご説明した、これからの文化財保護の体系(素案)の検討に当たっても、市町村と県との連携は重要な項目の一つとして盛り込んでいるところです。体系を策定していく中で、市町村との効果的な連携についてより検討を進めてい

くとともに、制度改正の周知はもちろんのこと、市町村から相談があれば積極的に対応し

ていきたいと思っています。以上です。

〇山村委員 とにかくこの問題は、人を配置しないと解決しないと思います。国の提案を読めば、計画をつくったところには手厚く支援をするとなっているように読み取れるのですけれども、計画を先につくって出さないとお金をもらえないのであれば、計画をつくることを優先するということで、結局全国でコンサルタントなどが横行して、全国どこでもコンサルタントが同じような計画をいっぱいつくって、大もうけするみたいなことになってしまってはまずいのではないかと私は思うのです。なので、しっかりとした専門家を配置できるということを、きちんと県も、国に求めていくことがなかったら、解決できないと思うのです。本当にきちんとやってほしいと思います。

これまでから、市町村の文化財関係、学芸員、専門家がそれほど重視されていなかったから人が配置されてこなかったという経過があって、今度新たにできた法律では、そこが物すごく大事なのだと、観光立国でもそれやらないといけないのだということになって、大きくかじを切りかえるということになっているわけだから、それ相当の対応を県としてもやらないといけないと思うのです。人材を、どのようにされるのかをきちんとやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

〇名草文化財保存課長 若干繰り返しになるかと思いますが、その点については、現在検

討しているこれからの文化財保護の体系の素案の中で、重要な項目の一つとして検討して いきたいと思っています。以上です。

〇山村委員 名草文化財保存課長が、いきなりそうしますと言えないことはよくわかります。ただ、そういう重大な問題があるということで、下手をすれば全く絵に描いた餅になるという問題だと私は指摘したいと思いますし、そこはきちんとやっていただきたいと申し上げておきます。

さらに、文化財部局を知事部局に移すことが可能になると。これは荒井知事が非常に強く要請されたことでもあります。このことについて、国では4つの条件をつけて可能とすることになったわけですけれども、現状、移っていない今の状況でも知事部局の意向が非常に強く優先されている状況があると思います。そういう中で、幾ら条件を決めておいたとしても、文化財保存関連部局の思いと知事部局の思いが違ったときに、それをどう正しく判断していくのかというときに、困ったことになると思っています。やはりこれまでから、文化財と開発との関係は、対立的になってきた面はすごくたくさんあります。保存と活用は、一体的であると私も思いますから、一体的にする合理性もわかりますが、しかし同時に対立する事案でもあるので、相対して意見をきちんと述べて、対等に検討していく仕組みがなければ、判断を誤ることにつながらないかと懸念します。やはり独立した機関としてあるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇吉田教育長 まず、私も勉強会に参加しておりました。専門家である人材を配置することも一つの方法ではありますが、広く文化財について、例えば高校生でもかなり専門的な知識を持った生徒がいて、地域にある文化財等々を高校生が発掘して、そして登録できるようなシステムにしたらどうかと、そんな意見も出ていました。これは人材に関してです。それから、法改正の施行となる平成31年4月には、知事部局への移管を目指していきたいと考えています。勉強会に参加しまして、保存と活用がある意味、山村委員がおっしゃるように対立軸になるということもありますが、やはり車の両輪であるべきであると考えます。

教育委員会では、文化財保存課でした。保護課ではありませんでした。私は保存の車輪のほうが直径が非常に大きかったように感じています。それで車を走らせますと同心円になって、保存の中に活用の円があると、そういう実態があったように感じています。やはり対立する考えであってもパラレルにすべきだと思っていますので、山村委員が懸念される中立性、専門性の確保、開発行為との均衡、教育分野との連携等々については、教育委

員会としての責務をしっかり奈良県文化財保護体系推進会議の中で果たすべきだと認識しています。以上です。

○山村委員 吉田教育長にお答えいただきました。吉田教育長も言われたように、今回の 法改正の中でも触れられている、専門的知識を持った住民の方やNPO法人の方に参画を してもらうことは評価していますし、いろいろな方が参加されて議論をしていく過程があ るのは大変いいことだと思っています。専門的な面も補完されるという面ももちろんある とは思っています。ですが、圧倒的に人材が不足しています。それが現実です。だから、 人材のほうはいいのだということになってもらったら困ります。そこはきちんとしてほし いと思います。

それと、車の両輪の話ですが、文化遺産は、歴史的な価値があるものです。歴史をかけて守ってきたものです。それぞれの時代にいろいろなことがあったけれども、1,300年、奈良で言えば長い歴史の中でそれぞれのときの行政や地域の人々が一緒になって、大事だから守っていこうということで守ってきた過程があると思うのです。そういうものを今、安倍政権になって観光立国だということでやる。とにかく戦略的に文化財を活用という旗を掲げてどんどん突き進んでいく状況がある中で、守っていくということが両輪ではなくて、引っ張っていかれるような感じをすごく受けています。

文化財が観光に資する役割はすごく大きいし、それがあってこそ観光客も来てくださるし、奈良のよさがあるから奈良が世界に輝いているのだと私も思っています。なので、それをどう生かすのかは、やはり守るということがなかったら、目先の利益での活用という形で、名勝奈良公園のようなところに開発の手が入るということ一つを見ても、この流れが懸念されるものだということがよくわかると思います。そうならないためにも、きちんと独立したところで意見を対立させると。もちろんそのときにどっちがいいかという判断になって、開発のほうに行くかもしれないけれども、そういう立場がきちんと確立されているかどうかが非常に大事だと思っております。これは平行線だと思うので、意見として申し上げておきたいと思います。人のほうはしっかりと頼みます。そのことをお願いしたいと思います。

最後に、もう1点、国際芸術家村構想について伺います。

以前からお聞きしていますが、建物は先に建てることになるのですけれども、その事業のための経費は、幾らかかるのか。維持管理費や人の配置などを含めての計画が具体的に示されていません。大体物を建てるとき、あるいは事業をするときは内容についてどのよ

うな予算が要るのかという見通しを立ててから物を建てていくのが筋ではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

〇尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 運営維持管理の関係についてご質問がありまし た。この点については、12月議会でも太田議員からご質問もいただいておりますし、山 村委員から、昨年9月の決算審査特別委員会でもお話はいただいたと思うのですけれども、 この点については、荒井知事から、来年度には管理運営に関する取り組み内容や必要な経 費など、指定管理に係る募集条件の整理を行い、県民や議会の皆様にお示ししたいとお話 をさせていただいているところです。これはいわばネットの運営維持管理費になると思い ますけれども、そこには当然、グロスの部分がどうなるのかということがあります。先ほ ど建物が建てられるのであれば、並行して運営管理費等もわかるはずだというお話ですけ れども、実はこの点については、さきに総務警察委員会で、川田委員からもご質問いただ きました。維持管理経費については、まずは、ハードの関係で基本設計、そして今、詳細 設計という形で進んでいますけれども、維持管理費関係は、ハードの部分がはっきりしな いことにはその数字を出すことができませんので、まだ今の段階でお答えできないと先日 も回答させていただいたところです。今、来年度予算の中で指定管理募集のための関係す る検討経費も計上させていただいておりますので、その辺の作業を来年度直ちに行い、来 年度のしかるべき時期に、恐らく9月ぐらいになるかと思いますが、一定の数字をお出し できると考えています。以上です。

○山村委員 私は理解できないのです。用地も買って、そこに建てるのは99億5,00 0万円かかると聞いており、計画が進んでいるにもかかわらず維持管理の経費はまだ全然 わからなくて、来年にならないと出ないということで、果たしてこれを進めていっていい のか非常に疑問があると思っています。どういう経費がこれからずっとかかっていくのか という見通しもなく進めていくことの中には、費用対効果をはかることもあると思うので すけれども、いただいた資料を見ていても、集客の予測が以前に示されておりますが、立 地場所の問題、交通機関の問題、内容がどういうものか、県民には、全く知られていない ということもあります。民間業者の方に意見を聞かれていますが、集客が読めずリスクが 大きいという指摘があったり、体験学習やソフトについても人材確保やノウハウがないこ とから、収益を上げるのは難しいという意見も出ているということで、全体としてどのよ うな見通しを持って始められていくのか、すごく疑問に思うのです。運営について将来に わたって県が主導で責任を持っていくのか、あるいは民間業者が収益部分の責任を持つと ともに、リスクについても責任を持つことになるのか、結局県が持つと思うのだけれど、 その辺はどうなのかお伺いしたいと思います。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 どういった形の運営をしていくかについては、 基本計画でお示ししているとおりです。現在、中身をどうするかについては検討を進めて おり、運営形態をどうするかについても、今検討しているところで、来年度具体化して、 大体どれぐらいのコストがかかるかを出していきたいと考えているところです。維持管理 経費については、基本的には来年度お示しすることになりますし、ソフト的な部分があり ますけれども、来年度はいろいろな分野に関係してワーキングチームなどを立ち上げたり という形で、ソフト展開をどのようにするかも詰めていこうと考えています。

維持管理経費について、ネットという話をしましたけれども、施設整備をする中で複合棟と言われている部分については、貸し館的な業務が中心になっていきますので、そこでどのような形の収益が上がるのかについても、当然俎上に上ってきます。その点についても、平成30年度に詳細に詰めていきたいと考えています。以上です。

〇山村委員 全然理解できないです。どういう事業をして、どこでどれだけお金がもうかって、採算が合うのか合わないのかも全く今の時点でわからない、そういう状況で建物は設計もして、99億5,000万円かけて建てるという関係です。一体誰がこのことで責任を持ってくれるのかと本当に不安ですし、最終的には、県民にツケが回ることになると思う点で、この件については理解できないと申し上げておきます。

運営の形態についてですけれども、お示しいただいた資料で見ましたら、統括責任者がいて、その下に事務局を置いて、事務局はさまざまな事業がありますが、その全体を見るという位置づけになっていると思うのです。事務局は誰が担うのかということで、県の文化財保存事務所を中心に検討するとあります。しかし、これまで聞いていたのは、県の文化財保存事務所は、文化財保存のために現場で修復などに当たる専門家の方々です。ですので、本来の任務とは全く違うのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 文化財修復・展示棟には、県の文化財保存事務 所を中核的な組織として置くとしています。文化財保存事務所の建造物の修理に携わる職 員については、現在も5つの出張所に分かれて、それぞれのところで修復作業に携わって います。それの統括的な役割をこの文化財修復・展示棟に置くということです。現在は文 化財保存課の中に文化財保存事務所という形になっていますから、総務管理部門は、文化 財保存課が兼ねている形になっています。組織上もそういう形にしていますけれども、この部分が独立し、そちらで管理をしていく形になりますので、その分での当然コントロールが要るし、それから、この文化財修復・展示棟の中では、企画展示など、展示業務も行います。そうしますと、そういったことに携わる職員が必要になってくると思います。その辺、どういう形で組織化するかについては、まだこれから検討するところですが、文化財保存課とは別に事務局をもう一つ置くことは組織として重複していることになりますので、一体的に検討できないかも含めてこれから検討するところです。

○山村委員 この点についても、これから検討ということですが、県はこれまで、文化財 修復の人材が不足しており、技術を継承していく人材の養成が重要な課題であると述べて おられました。そのことから、芸術家村に文化財保存事務所を移して強化していくと聞い ておりました。なので今のお答えですと、文化財保存事務所としての活動に加えて、人を どれだけ配置するのかわからないけれども、全体の事務局も担う部署になっていくという ことで、一番メーンというか、課題となっている文化財保存修復の技術者を養成したり、 後継者をつくったりという仕事と離れていくのではないかということで、今のお答えでは、 まだ決まっていないということも含めて曖昧ではないのかと懸念します。

もう1点お聞きしたいのですけれども、建設費だけでも99億5,000万円の費用が かかる本当に大きな開発計画だと思うのですけれども、国からの補助金を見込んでいると いうことですけれども、しかし、これほどの計画について、数人の検討委員会のメンバー だけで決めていくことが果たして妥当なのか、この点についても非常に疑問に思っている のですけれども、いかがでしょうか。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 文化財保存事務所を置くことについての説明が 足りませんでした。補足いたします。出張所で修復をするのは当たり前なのですけれども、 こちらの文化財修復・展示棟におきましては、文化財の修復等に携わる人材育成をするこ とを大きな主眼としていますので、それに携わる職員を配置するということで考えていま す。

それから、数人の検討委員会のメンバーでということについては、大変見識の高い皆さんからご意見をいただいて、その上で県で決めていますので、その辺については、誤解ないようお願いしたいと思います。以上です。

〇山村委員 地元をはじめ、県民の方からこういうものをつくってほしいという要望があったのかと以前お伺いしましたら、天理市長から要望があったというお答えでした。これ

だけの費用がかかる、県民全体にもかかわる中身であるのに、県民の方から要請がない中で巨額の投資を進めていく。しかも計画案についても、広く県民の意見も聞かないで、県主導で決めていくということで本当にいいのか、非常に問題があると私は思っています。やはりシンプルに、文化財修復技術の継承が課題だとおっしゃっているのですから、そのために文化財保存事務所も移されるのですから、そこを一番のメーンにして、きちんとその課題に見合う計画に見直していくべきではないかと思います。そういう課題を解決していく過程で、さらにこういうものもあったらいいのではないか、もう少しこういうことをやったらいいのではないかと、新たな方向性や展望が見えてきたら、枠を広げていくというやり方が一番妥当ではないかと思っています。今のままでは全く見通しも立っていないし、一体どのように進めていくのかもわからないし、これで進めてくださいとはとても言えないと思っています。これは意見として述べておきます。

○奥山委員長 審査の途中ではありますけれども、ここで、休憩に入ります。午後1時1○分から再開します。

12:07分 休憩

13:13分 再開

〇奥山委員長 休憩を閉じて再開します。

本当に皆さんお疲れですけれども、午後の審査、よろしくお願いします。

始める前に、先ほどのスクールソーシャルワーカーの成果等の関係ですが、成果といえば、前年度と今年度で比較して見せるのが大事ですので、3月末までの実績を集計し、どういう成果、どのくらいの成果があったかを、4月の早い時期に小林委員に数字で示すということで、報告だけさせていただきます。よろしいですか。

- **〇小林委員** はい、お願いします。
- ○奥山委員長 お願いします。

それでは、発言願います。

〇中野委員 それでは、質問をさせていただきます。

午前中に山村委員の国際芸術家村の質問がありました。それに刺激をされて、いつも刺激されるのですけれども、質問させていただきたいと思います。

新規の事業ですので、山村委員がおっしゃるように、大変心配なこともたくさんあります。それは私も全く同じです。100億円に近い巨費を投じるわけですので、なおさらのことですけれども、お願いしたいのは、ハード面、建物などはゼネコンがつくってくれま

すから、お金をかければできます。その中でノウハウやソフトといったものをしっかり構築していくことで、100億円が200億円にも、300億円にもなるかもわからないということであろうかと理解しているのですけれども、国の始まりや、まほろばの地などと申しておりますけれども、そういう技術の伝承や、すばらしい文化の継承というものをどこかで、まほろばと言いながら忘れかけてきたものを、この芸術家村で、はっと思うようなことが起こるのか、そんなふうにも期待をしているところですので、頑張っていただきたいと思います。

単純な質問なのですか、国際芸術家村で、国際とついているのですが、この国際には、 どういう意味がこもっているのか、お尋ねしたいと思います。

〇尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 国際の関係についてご質問をいただきました。 (仮称) 奈良県国際芸術家村と銘打っておりますので、当然国際ということを意識しています。

まず1点は、先ほども触れていただきましたが、奈良県の歴史文化、特に文化財の修復 なり、奈良県が世界に誇る文化財という部分を出していますので、この辺を世界に発信す ることになっていくと思います。文化財修復・展示棟では、当然そういったことを意識し た展開をしており、この中でユネスコ・アジア文化センター、ACCUをこちらに誘致す る形になっています。こちらでは、国際的な人材養成のための研修や、歴史文化資源など をテーマにした会議などをこれからもやっていただけるようですので、当然この芸術家村 を舞台に、そういったことを一層充実してやっていただけるということで進めていきたい と考えているところです。また、当然、芸術の分野がありますが、実は、地元天理市と連 携し、アーティスト・イン・レジデンスということで、芸術家の方に滞在をしてもらって、 そこで創作活動をしていただこうということを進めようとしています。これについては、 国内だけではなくて、海外から芸術家の方を招聘してこちらに来ていただいて、芸術活動 にいそしんでもらおうという形で今考えているところです。そういった意味で、国際とい う名に恥じない展開ができればと思っています。先ほどから出ていますように、インバウ ンド観光客ということもありますので、この国際芸術家村で、インバウンド観光に資する ような展開もできればということでソフト展開を今後しっかりと考えていきたいと考えて います。インバウンドといいますと、当然反対にアウトバウンドという部分もありますの で、場合によっては、海外の芸術拠点とも連携をとって、相互に行き来できるような展開 もできればと考えています。

奈良市でゲートウエーと言われる部分があるわけですけれども、その部分は奈良時代というふうに考えますと、それまでの7世紀までにつきましては、もう少し下ったところでとなっていくと思いますので、大和時代と飛鳥時代、古墳時代など、そういった部分についてのゲートウエーという位置づけもここでやることによって、世界の方々に広く周知していきたいと考えているところです。以上です。

〇中野委員 わかりました。その方向でしっかり頑張っていただきたいと思います。

そういう意味では、予算案にあるのですが、ジャポニスム2018への出展、ギメ東洋 美術館での仏像展示の実施などの取り組みは、極めて重要なことであろうと喜んでいると ころです。これらの取り組みは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年に インバウンド客の増加にもつながる大変時宜を得た取り組みでもあると思っています。こ れらの事業を海外で奈良の文化や魅力を発信する絶好の機会と捉え、文化を通じた国際交 流にしっかり取り組んでほしいと思います。

そこで、もう一つ単純な質問をするのですが、(仮称) 奈良県国際芸術家村というから には、村長はいらっしゃるのですか。何か考えていらっしゃるのか、質問させていただき ます。

- **○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長** 全体を統括する統括責任者の方を置くということで、今検討しています。
- **〇中野委員** ぜひとも発信力の強い方を決めていただけたらありがたいと思います。

この事業は大きな事業ですけれども、50年、100年たって、ここにいらっしゃる人は、私も含めて全員いないでしょうけれども、そのときに、奈良県と言わず日本の芸術家村になっているようにしっかりと魂を込めていただければ、100億円というお金は、最終的に100年後に1,000億円になっているかもわかりません。お互いに頑張りましょう。ありがとうございました。

○猪奥委員 中野委員の大きな建物の話は、計画ができてすぐ建つようですけれども、私はなかなか建たないほうの話をさせていただきたいと思います。「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の94ページ、95ページに、県立大学の予算について書いていただいています。2017年に基本計画ができて、まずはコモンズ棟の建築ということです。我が会派の森山議員からもご出身ということもあり、県立大学の建物の整備に関しては、常々話題に上がっているところです。まず教えていただきたいのですけれども、地域交流棟が2015年にできて、それ以降は、

なかなか建物の整備が進んでいません。1号館、2号館、本館など耐震工事は進めていただいていますが、2018年になった現在においても、建物整備がとまっているという思いを持っています。

きのう県立大学の卒業式がありました。その学生から昔のパンフレットをいただいたのですけれども、次に、4回生になる子たちの入学時のパンフレットから、大学で校舎整備が進みますという絵を入れていただいておりまして、今入学している4回生以下の生徒の皆さんたちは、新しい校舎で学びができるのだと期待に胸を膨らませ、県立大学に入ったにもかかわらず、ぼろぼろの校舎で学びを続けていただいています。

一番奥のゼミをやっている 4 号館に至っては、割れた窓ガラスをポスターで隠すという 授業風景で、学生たちに奈良県立大学という名前で学習していただいているのは、非常に 申しわけないという思いを持っていますが、パンフレットに書いている整備基本構想の外 観のページと、今お示しいただいている基本計画の図は少し違うように思うのです。例え ば、具体的にはここにシアター棟があります、図書館が新築されますという計画をずっと お出しいただいていたと思うのですけれども、まず、基本構想のときの絵と、2017年 につくっていただいた基本計画がどうしてこのように変わっているのか。どういう経緯で 変わって、どうオーソライズされたかを教えていただきたいと思います。

○川上教育振興課長 県立大学の施設整備の関係ですが、猪奥委員お述べのように、県立 大学の施設自体は昭和40年代に建設されたものが多いので、今、県立大学で教育内容の 改革を進めるに当たって、例えばコモンズ制を導入するには、従来施設では対応に限界が あるということで施設整備に取りかからせていただいているところです。

今お尋ねのあった、平成25年度のパンフレットに載っている分と現状の違いですが、施設の内容は特には変えていません。記憶が定かではないのですけれども、シアター棟の位置や、図書館についても改築をする予定だったと思うのですが、土地の造成工事等が従前の配置であれば、お金がかかってくることもありますので、そこをどのように見直したらいいのかについて整理をさせていただいて、平成28年度にその施設整備の基本計画をつくらせていただいています。今後、県としては、計画に基づいて整備をしていきたいと考えています。以上です。

〇猪奥委員 今のご説明では、配置が変わっただけで建設する中身としては変わっていないということですが、図書館は新築から増築に変わっていたり、ボリュームも減っていると思いますし、この昔、真ん中にどんとあったシアター棟は、現状の計画ではなくなって

いると思うのですけれども、なくなっているのではなくて、どこかの建物の中に機能としては入っていくということなのでしょうか。

〇川上教育振興課長 まず、猪奥委員お述べのシアター棟に関しては、今の計画では、新たにつくる場所が変わっただけで、建物自体は建てていくという計画を立てています。猪 奥委員お述べのように、図書館については、土地の造成の関係等でできるだけ経費がかか らないようにという考え方をした関係で、新築ではなくて、今の図書館に増築をして機能 は確保していく計画になっています。以上です。

〇猪奥委員 大きな建物の整備はする一方で、こちらはお金がないと言われるのは何だかなと思いますけれども、それが決まったのはいつなのですか。

〇川上教育振興課長 平成28年度に施設整備の基本計画の予算をいただきましたので、 その段階で、図面を再度描き直したということです。以上です。

〇猪奥委員 わかりました。ありがとうございます。

次の4月に入ってくる生徒さんたちが見ている図面は、前のままになっていますので、 在学生の皆さんにもこんな感じでやります、校舎はこのように整備されますということも スケジュール感もお伝えできた上で、生徒さんたちにも知っていただくような機会があれ ばと思います。

もう一つ、建物の話ではなくて、「平成30年度一般会計特別会計予算案の概要・平成29年度一般会計2月補正予算案の概要」の95ページ、公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金の中期目標の達成に向けた取り組みに対して補助というところですが、観光産業を担う専門人材の育成という項目があります。これはどういう内容かをまずお聞きしたいと思います。

○川上教育振興課長 中期目標関連費補助金ですけれども、事業名のとおり、県が公立大学法人に対して示した中期目標を達成していただくことについて支援をしているものです。 猪奥委員お述べのように、平成30年度は新たに観光産業を担う専門人材を育成する取り組みについて支援をしていきたいということで、予算をお願いしているところです。 県立大学は、地域創造学部を持つ単科大学になるのですが、その中に4つのコモンズを今設けております。その中で、観光創造コモンズでは、今までから観光を担っていただく人材の輩出について、取り組みをしていただいていると認識しておりますが、地域の観光産業を担う将来のリーダーや、実務人材の育成に向けて、県としても、この補助金で後押しをしていきたいと考えているところです。 具体的な中身については、観光産業で有益な実務経

験を得るため、フィールドワークやインターンシップを開拓していただくような取り組みや、実践的なカリキュラムを検討していただきたいと思っています。そのほかにも、学び直しということになるかもわかりませんけれども、県立大学が来年度、社会人に対応したコースの設置を準備していただく取り組みをされることについて、県として後押しをしていきたいと考えています。以上です。

〇猪奥委員 観光産業を担う専門人材の育成は、観光のコモンズでやっていただくという ことですか。

〇川上教育振興課長 主として観光創造コモンズになると思います。ただ、県立大学でど ういうカリキュラム、どういうフィールドワーク先というところは、観光創造コモンズだ けではなくて、ほかのコモンズも含めた取り組みが恐らく必要になってくるかと思います。 どこまでの範囲になるかは、県立大学で検討されていくものだと思います。現時点では、 まだ決まっていないと思います。以上です。

○猪奥委員 観光産業を担う専門人材の育成は、県でこれをやってくださいということで 予算づけをされて、お願いをされるということですよね。でも、あくまで中期目標に載っ ていて、中期目標を受けて県立大学で中期計画をおつくりになられているから、県から押 しつけているわけではなく、一緒になって歩んでいきましょうということなのだと思うの ですけれども、県立大学の中期目標のどの部分が、観光産業を担う専門人材の育成に当た るのかを教えてください。

〇川上教育振興課長 観光専門人材は、直接、中期目標上にはありません。ただ、中身として、教育内容の充実や地域貢献という記載があると思いますけれども、その中でコモンズ制の導入や充実、フィールドワークを通じた実践型教育の導入、充実をしていっていただくことになっていますので、そういうところで、呼び込むではないですけれども、そういう取り組みとしてやっていただくものだと理解しています。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。少し違う話をしますが、コモンズですけれども、県立大学はご存じのとおり、1学年150人の小さな学校ということで、先生と学生との距離が非常に密で細やかな教育をしてくださっていて、非常に特色ある学校だと思います。この間、入試が行われましたけれども、ことしの出願状況も子どもが減っている中でも、まずまずの成績で、小さな大学だけれども、ぴりっと光るいい教育をしてくださっていると思いますし、とてもありがたいと思っています。

ですが、私はコモンズ制をこのまま進めていっていいのかという声を学生からお聞きし

ています。と申しますのは、地域創造学部の中に1つしか学科がなくて4つコモンズがあるのだと。4つのコモンズは、1年生の成績とそのコモンズを志望する理由のレポートで判断すると。県立大学自体も小さいけれども、コモンズの中で、さらに密に連携をとって、専門性を高めるということになっているのですよね。カリキュラムを見せていただきますと、コミュニティーや観光系のコモンズと地域経済系では大きくカリキュラムの中身が違っています。経済系だったら、財政や経済など一般の大学では経済学部に属するような学びかと思います。

一方で、コミュニティーや観光系は、地域のことについて学んだり、フィールドワークをすることが主となるようなカリキュラムになっています。地域創造学部に入ってきた学生たちが、自分の希望するコモンズにどれぐらい行けているのかが問題と思っており、1つのコモンズは定員40人ということで、50人の応募があったら10人あふれると。あふれた学生たちが、新しく振り分けられたコモンズで一生懸命学びをやってくださっていたらいいのだけれども、お聞きをする限り、希望するコモンズに入れなかったために県立大学を退学されている生徒が、少なからずいらっしゃるとお聞きしています。

コモンズは県立大学の特色であるのはわかるのですけれども、少ない生徒数で密にやっている以上、現状では、1年生の成績で配属する先のコモンズががっちり決められてしまって、そこ以外の単位がなかなか取れないという現状のやり方は、コモンズ制が導入されてしばらくたちますし、中期目標が終わって3年たちますけれども、見直しも含めて検討されるべきだと私は思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

〇川上教育振興課長 コモンズ制のあり方ということになるかと思います。ただ、そも そも公立大学法人化した趣旨は、法人の自主性や自立性を尊重していくことかと思います。 実際に今、教育の内容、どのように教育をしていくかということになりますと、県として、 こうしたらどうかというところは、なかなか口出ししにくい分野かと思います。

ただ、猪奥委員がおっしゃっているように、学生に対する課題があるのは、今お聞きしています。外部の有識者を入れまして毎年の取り組みの評価にさせていただいて、いわゆるPDCAサイクルを回しているところです。法人の取り組みなどで、委員からの意見があればお伝えすることもできますし、今、ちょうど3年が終わって折り返しのときで、あと3年あります。その中での取り組みなどを見た上で、いずれにしても、3年後にはまた中期目標をお示しする機会になりますので、いろいろ検討していく分野であるかと思います。以上です。

○猪奥委員 法人化した趣旨が、県立大学に主体性を持っていただいて、どういった教育を提供するのかも含めて学校で主体性を持っていただくのだというご答弁は、私にとって非常に納得できるものです。とすると、例えば荒井知事が絶対コモンズをやるのだと言っても、県立大学のほうで、私たちの趣旨はこうだからと、やり合うと言ったらなんですけれども、お互いに発言できるようになっているのですよね。

〇川上教育振興課長 奈良県が県立大学を設立していますので、その設立団体の長として、 奈良県が公立大学法人に対して達成を期待する目標を、中期目標でお示ししいているとこ ろです。それに基づいて、県立大学のほうがこういう取り組みをしますという中期計画を 作成し、県として認可の手続をしていますので、そういうやりとりの中ということもある かもしれませんが、できるだけ相反するようなことがないようにとは考えていますが、制 度上は、今申し上げたような制度になっているということです。以上です。

○猪奥委員 県立大学が法人として自主的な運営をということですけれども、事務サイドにもう少し力強さがあればと思っていまして、県立大学には30人の職員がいて、10人が県から出向されていて、20人が日々雇用職員と嘱託職員で、県立大学の職員はいないという状況です。県立大学が力強く自主性を持って教育による地域振興をということであれば、人的な支援といいますか、県立大学のほうでプロパーの職員を持って運営をしていくことも必要ではないかと、私は個人的に思っています。

最後に、村田地域振興部長に一言頂戴したいのですけれども、県立大学に通っていらっしゃる学生や先生方からは、本当にこの建物は建つのだろうかという不安感を頂戴することが結構あるのです。県立大学の一番奥の奥の教室まで、もし行かれたことがなかったら、ぜひ行っていただきたいと思うのですけれども、想像している夜間中学よりもはるかに、新しく建てるということで耐震化の工事も施されていないです。そんな建物で勉強されている学生たちに、建物や施設の整備に関しては、県でしっかりと責任を持って、スピード感を持ってやりますということを一言おっしゃっていただきたいと思うのですが。

○村田地域振興部長 しっかり校舎の建築をということでしたけれども、まず、一番最初に川上教育振興課長の答弁のとおり、整備基本構想から整備基本計画で状況が変わったのは、当時の土地の状況、地面の状況をよく確認できていないまま構想をつくった関係もあって位置が変更になったというところは、ご了承いただければと思います。その上で基本計画をつくっており、県もきっちりスピード感を持ってスケジュールを立てて建築をさせていただきたい、建てかえをさせていただきたいというのは、当然のことです。ただ、建

てかえですので、新たなところにつくるよりは、技術的に難しいところで少しお時間をいただいているところがあると、ご理解をいただければと思います。いずれにせよ、先ほどの猪奥委員ご指摘の点は、例えばプロパー職員の採用なども含めて、非常に重要な観点だと思います。県も県立大学にはしっかりその点は伝えたいと思いますし、先ほどの建物の話も含めて、より県立大学がよい大学となっていくように、我々もしっかり後押しをさせていただきたいと思います。以上です。

〇猪奥委員 ありがとうございました。どうぞよろしくお願いします。県立大学は以上です。

次に、高校の献血についてですが、薬務課に問い合わせをしたところ、今、血液が非常に不足している中で、若い人の献血が非常に大切だということで、薬務課では教育委員会にもご協力をいただいて、全ての公立高校で献血セミナーを行うべく、セミナーを開催されているということでした。その結果、10代の献血が少し向上したとのお答えもいただいたのですが、人口当たりの奈良県の10代の献血率を見ますと、奈良県は、実は最下位なのです。そういったこともあって、奈良県は今、5年間で献血してくれる人が1万人減少して年間で4,200人ほどの血液が足りないという現状があるとお聞きしました。

献血をする人のうちの半分以上が20回以上献血をしている人で支えられている事業なのだそうです。ですので、できるだけ若い方に初めの第一歩の献血をご理解のもとしていただくことが非常に有用ということで、献血セミナーを教育委員会のご協力のもと開催をしていると。セミナーもとっても大事だと思うのですけれども、次はその第一歩を踏み出すことが大事かと思います。高校に直接献血車を配車して、学校の敷地の中で献血をする取り組みを熱心に取り組んでいらっしゃる県もたくさんあるのですけれども、奈良県は前年度実績で、5校に配車したのみということです。学校は非常に時間が、タイトな中でやっていただいていますが、ぜひとも教育委員会も熱心に高校への配車の献血を進めていただきたいと思うのですけれども、お答えください。

〇吉田教育長 学校の献血についてですけれども、連絡会議に私も出たことがありました。 猪奥委員お述べのように、学校で生徒が献血をする率が全国で最低であったという認識を 持っています。当時、献血をする際の間診というか、調査用紙があるのですけれども、そ の調査用紙の中で性の経験があるかといった項目がありまして、なかなか学校の理解が進 まなかったがために献血が進まなかったと記憶しています。

学校献血を進めていこうということで、ことし5校という情報ですが、私が参加してい

るときはだんだんふえていっていたと記憶しているのですけれども、献血をする時間帯も あったかと思います。献血車が、例えば3時半ぐらいまでに献血を終えないと大阪のほう へ持っていけないという時間的なもの、それから、行事によって、学校が献血できる日程、 時間帯も非常になかなかマッチングできなかったこともあったかと思いますけれども、推 進していくという、献血の大切さを子どもに伝えていく、学校献血をふやしていくという 方向性は、我々県教育委員会としても持っていますので、引き続いて努力していきたいと 思います。

○猪奥委員 献血のときの調査項目で学校が嫌がられた事情があるのは、以前にもお聞か せをいただきました。そこを、できるだけ働きかけをしていただくと、きっといい結果に なるのではないかと思います。5年で1万人減ったということは、20年でゼロになって しまう可能性がありますから、できるだけ献血をしてくださる若い方をふやす機会をつく っていただきたいと思います。ちなみに高校献血ナンバーワンの埼玉県にお伺いしますと、 平成28年度は116校ということでした。埼玉県は全部で150ほど高校があるそうで す。とすると、3分の2の高校に行っていただいて、これ県教育委員会ではなくて保健の 係の方が行かれているのですけれども、今まで経験してくださったことのない学校には、 少なくとも1年に1回は訪問してお願いをするという体制がとられていると聞きました。 それでも埼玉県でも、ことしはとっても高校生の献血が少なかった憂いておられまして、 取り組みの違いを感心して聞いていたところなのですけれども、採血の結果は希望すれば、 血の状態なども教えてもらえますので、子どもが自分自身の健康管理をすることにも資す ると思いますので、ぜひとも薬務課、教育委員会と、日本赤十字社など関係者が、連絡会 などで密に連携していただきたいとお願いを申し上げておきます。よろしくお願いします。 もう一つ、教育委員会にですけれども、色覚の異常について、消防の分野や保健の分野 でお問い合わせはさせていただいたのですけれども、今クラスに1人か2人は色覚異常の 生徒がいらっしゃるという、おおよその想定の中で、色覚に異常を持った生徒でも板書が よく見える工夫をされていると思うのですけれども、どういった配慮がされているのかと いうことと、正式名称はわからないのですが、色覚チョークというものがチョークメーカ ーから販売されていますけれども、そういうものの公立高校への導入状況もご存じであれ ば教えてください。

〇吉田保健体育課長 色覚について、学校でどのような配慮がされているかについてお答えします。

まず、板書をする際には、白と黄色のチョークを主体に使いなさいということが、学校に国、あるいは日本学校保健会から配布されている資料の中にも記されています。また、例えば地図に使用されている色分けなどは言葉でも説明するという配慮をしなさい。あるいは、コンピューター等を使ってスライドに映す場合にも、色分けした区域には、境界線を太くはっきり示しなさいということが、教本の中に配慮する事項として示されているところです。

なお、2点目の色のチョークの件については、把握できていないのが現状です。

○猪奥委員 2003年でしたか、色覚検査の義務づけが終わったときから、クラスで色 覚の異常を持っている子がどの子なのかがなかなかわからない中で、先生方に配慮していただいていると思っているのですけれども、お問い合わせをさせていただいたら、一番日本でチョークをつくっている日本理化学工業株式会社が、色覚異常を持った子でもしっかりとわかるような赤色のチョークをつくって販売されています。チョークメーカーは全国で何社かしかありませんが、そのうちの大半がそういったチョークをおつくりになられているのですが、価格はというと、普通のチョークと同じ値段なのだそうです。色がはっきりとわかるというよりは、濃淡がしっかりついた状態で板書ができるというチョークだそうです。教育委員会では、学校の備品はそれぞれの学校で購入されるという方法をとられていると思うのですけれども、例えば、こういった情報の提供はされていますか。高校の導入状況はご存じないということでしたけれども、情報の提供はされていますか。

○吉田保健体育課長 まず、経緯について説明させていただきますと、そもそも平成14年の学校保健安全法施行規則の一部改正によりまして、子どもたちの定期健康診断の必須項目から色覚検査は削除されたところです。ただし、その際に、学校医による健康相談において、児童生徒、保護者の事前の同意を得て個別に検査・指導を行うなど、必要に応じた適切な対応ができる体制を整えなさいということが留意事項として、通知されています。その後、時間がたって、だんだん通知の趣旨等が薄れてきたこともあって、たしか平成二十四、五年に、奥山委員長から一般質問でいただいたと記憶しているのですけれども、その通知の趣旨も徹底が薄れてきたこともあり、県としましても、再度このことは、市町村教育委員会の教育長はもとより、県立学校長、養護の指導主事から、研究会を通して通知の趣旨を徹底させていただいています。

現状は、平成26年にまた国から新しい通知が来まして、その折の通知の内容として、 教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、 色覚異常について配慮を行うとともに適切な指導を行うよう取り計らい、徹底すること。 もう一つは、学校では、年度当初に保健調査票を必ず今は出させています。保健調査票に 従来はなかったのですけれども、色覚に関する項目を新たに追加することが求められ、現 状学校では、その項目を追加することによって把握をしているという状況になっていると 思います。

〇猪奥委員 よくわかりました。色覚に異常を持った生徒がいらっしゃる学校には、こういったアイテムで学習すると先生方にとっても生徒にとってもいいという情報提供も、教育委員会からぜひとも続けていっていただきたいと思います。

最後に、制服についてお伺いをします。 2 年前の決算審査特別委員会で制服の値段について問い合わせさせていただき、早速、制服の値段を教育委員会でお調べをいただきました。調べていただいた結果、価格差が多いところで 2 倍近くあることがわかりました。それを受けて、県教育委員会では、学校指定物品の取扱に関するガイドラインをつくっていただきました。なかなか全国的にもこういったガイドラインを教育委員会で示すことは珍しいと思いますので、私は非常に早く取り組みを進めていただいてありがたいと思っています。

去年5月にお示しをいただいて、それから各学校で学校指定物品検討委員会等などの設置などが行われ、運用が進んでいるかと思うのですけれども、これの進捗状況を教えてください。

〇前田教育振興大綱推進課長 県立高等学校の制服についてお答えします。

猪奥委員お述べのように、昨年5月に学校指定物品の取扱に関するガイドラインを策定し、県立高等学校に指定物品の適切な取り扱いを行うように通知したところです。ガイドラインには、保護者から指定物品に関する意見を聴取することや、保護者代表を含む学校指定物品検討委員会を設置し、学校指定物品の点検、見直しを行うことなどを盛り込んでいます。昨年11月に再度調査をしたところ、全ての県立高等学校で保護者から指定物品に関する意見を聴取しており、さらに保護者代表を含む学校指定物品検討委員会を設置し、点検、見直しを行う学校が、一昨年は12校でしたけれども、昨年は25校に13校ふえています。残りの7校についても、今後検討委員会の設置を検討していると聞いています。

具体的な取り組みとしましては、保護者アンケートを実施し、制服のデザインや生地、 価格等に関する意見を聴取した学校や、保護者代表を加えた検討委員会を開催し、制服等 の指定物品の必要性や品質、価格などについて見直しを行い、変更が必要となったために 入札や見積もり合わせを検討している学校があるというのが現状です。以上です。

- **〇猪奥委員** 入札の方法をとっていなかった、今まで随意契約をしていて、かつ契約の年度を示さず随意契約をしていた学校はどういう扱いになったのですか、もう一度お願いします。
- ○前田教育振興大綱推進課長 契約方法については、開校当初にデザインなども含めて、 複数の業者の提案の中から最もその学校に適したものを選び、以降は随意契約で同じ業者 が販売を行ってきているケースがほとんどでした。検討委員会等を通して見直しが必要で あることについては、今後入札や見積もり合わせを検討している学校があるというのが現 状です。契約期間についても、単年度契約、3年契約、5年契約など、学校によっていろ いろですけれども、特に決めていないという学校も6割程度ありました。今後、契約が満 了になった段階で、次の契約を考えていくときに検討していくことになっています。
- ○猪奥委員 よくわからないのですが、6割程度の学校で契約の年度を決めていなかった と今おっしゃいました。契約年を切っていなくて、契約の満期が来たときに検討するとい うことが理解できないのです。
- **〇前田教育振興大綱推進課長** これまで契約年数を決めていなかったところについては、 今後、契約期間を新たに制定するということです。以上です。
- **〇猪奥委員** とすると、今まで契約の年度を切って契約をされていなかった学校は、これから全ての学校で契約年度ありの契約に切りかえていっていただくということですね。
- **〇前田教育振興大綱推進課長** 契約期間を新たに制定すると、アンケートの結果としては 回答をいただいています。
- **〇猪奥委員** いつぐらいまでに見直しを行っていただくかは、県教育委員会ではお話しされているのですか。
- **〇前田教育振興大綱推進課長** 状況に応じて、適宜今後も調査をさせていただくということで学校にもお知らせしているところですが、毎年秋ごろをめどに確認はしていきたいと考えています。以上です。
- **〇猪奥委員** 二階堂高等学校は、昨年度ですか、制服を見直したとお聞きしているのですけれども、見直された結果、価格の変化はどうだったのか、おわかりになられますか。
- **〇前田教育振興大綱推進課長** 二階堂高等学校は、既に新しい形の制服になっています。 デザインを含めて、例えば洗濯ができる素材を使ったりということで見直しをされたので すけれども、価格としては、平成28年度、4万6,200円であったのが、平成29年

度、4万500円に5,700円、価格が安くなっているという現状です。以上です。

〇猪奥委員 県教育委員会が示してくださった調達のガイドラインを受けて、デザインの 見直しなしに入札で価格が安くなっているケースは、調査していただいた中であるのでしょうか。

〇前田教育振興大綱推進課長 入札等で安くなったかという確認はとれていないのですけれども、制服で何百円、千円程度安くなったという学校は2校ほどあります。また、同じ物品でも、例えば体操服のような学校指定物品でプロポーザルを複数業者で行われたところ、従前より約1,700円ほど安くなったという学校もあります。以上です。

〇猪奥委員 せっかくガイドラインをつくっていただいて、オープンな、公正な形でやっていただくようになっているのですから、ぜひともそれぞれの学校のタイミングはあるのはわかりますけれども、年次のある契約への切りかえと、随意契約ではなく入札という形をとっていただけるように、これからも変わらぬ働きかけをお願いしたいと思います。

この件で、もう1点質問なのですけれども、県立高等学校には県教育委員会から通達を して、働きかけをしていただいていますけれども、市町村教育委員会には、働きかけはし ていただいているのでしょうか。

〇前田教育振興大綱推進課長 通知については、県立高等学校にさせていただいたところです。市町村教育委員会から情報提供を求められたところについては、ガイドラインをお示しさせていただいたところもあります。特に、一律に通知という形ではしていません。以上です。

○猪奥委員 県立高校だけにとどまらず、市町村教育委員会で独自で、既に工夫というか制度を変えられているのであれば構わないのですけれども、やられていないところも結構ると思うのです。特に、義務教育でそういったことがあるということは、東京都中央区の泰明小学校のアルマーニの制服もそうだったかと思うのですけれども、アルマーニが高いか安いかということも一つの議論ですけれども、校長先生が勝手に制服を決めることができる仕組みになっていることが問題なのだと思うのです。本当に蓋然性があるのか必要性があるのか、価格は妥当かということを、保護者や当事者の方々が、しっかり議論ができる場を提供していただけるように、このガイドラインを見てもらっているかと思うのです。県立高校でまずしっかりとやっていただいて、やっておられない市町村教育委員会があったら、それを広めていただけるような取り組みをしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

〇前田教育振興大綱推進課長 公立中学校の制服については、当然のことながら市町村教育委員会で担当されていることですけれども、このたび県教育委員会が作成したガイドラインを、今後参考資料として提供するなどの点については検討を進めていきたいと思います。以上です。

- **〇猪奥委員** ありがとうございます。結構です。終わります。
- **〇中村委員** 4点、質問します。

1点目は、「明治150年」関連施策推進事業について、村田地域振興部長の所見を伺います。奈良県の今日があるのも明治ですから、歴史を振り返って、明治の精神に学び、日本の強みを再認識をするために、明治150年事業をやっていこうということですので、日本の歴史を学び、明治から今日までに至る評価、明治政府の評価をどのように思っているのか。

2点目は、記紀・万葉プロジェクトです。これも2年後、東京オリンピック・パラリンピックのときに終了します。それに伴う記紀・万葉の総括の事業をやろうとしておられます。観光、それから地域経済の発展等といろいろなことで、記紀・万葉プロジェクトは県民の歴史なり文化に対して大いに関心を呼び、非常に有意義だったと。昨今、特に物の豊かさよりも心の潤いと、やはり人間は、豊かな心を持って、ゆとりを持って生活をしないことには、なかなか正しい意味で地域や日本国を見られない。そういうことで、この記紀・万葉の8年間の評価はどのようにされているのか、そして終了に当たって記念事業をやろうとしているけれども、どういう記念事業で、どういう意義を持ってやろうとしているのか。

3点目は、道徳教育です。戦後72年、本当に国民の道徳が廃れ、さまざまな社会現象の元凶は、やはり国民に規範意識、道徳が根づいていなかった、こういう私個人の思いであります。そういう中で、自由民主党政府が提案をしてきて、やっと日の目を見、この4月1日から小学校に道徳の課程が採用されました。だから、まず第1点目は、この4月1日から各市町村の小学校で実施される道徳教育について、県は市町村教育委員会にどのような指示通達をしているのか。2点目は、教える側の教育、先生の選定はどうなって、4月1日からの準備は整っているのか。3点目は、道徳教育では教科書が採用されたわけです。その教科書も桜井市と生駒郡以外は、全部東京書籍の教科書なのです。文部科学省が選定していたいろいろなところから選びなさいということでやっていたけれども、大体、東京書籍の教科書が採択をされています。このことについて、私の考えとしてはもっとい

ろいろな教科書の中から採択されればよかったのではないかと思うのですけれども、これ は市町村の業務ですが、そのことについて教育委員会はどのような所感を持っているのか が3点目です。

4点目は、国際芸術家村のことです。この委員会でもさまざまな意見が出ていますけれ ども、インターナショナルということで、荒井知事は観光と文化振興には非常に熱意を持 って、さまざまな手法で県政の各所に予算をつけて頑張っていらっしゃいます。そういう ことで、この芸術家村のこれからの検討なのですけれども、国際芸術家村という限りはイ ンターナショナルな話です。四国にある大塚国際美術館は、ご存じあるかないか知らない けれど、世界のダ・ヴィンチとかミケランジェロなど、世界の名品、名画、彫刻、あらゆ る芸術品を5階建てのビルで展示しているわけです。国民にすばらしい芸術品を鑑賞でき る場を提供しているわけです。採用するしないは別にして、私の提案なのですが、この国 際芸術家村で、奈良県には万葉文化館もあれば奈良国立博物館もあれば、飛鳥資料館もい ろいろあるわけです。だから、世界の有数な芸術品を展示するコーナーを設けて、県民の みならず日本の各地の方々にそういうすばらしい芸術品に触れる場を提供することが第1 点。もう一つは芸術活動をする方々が、東京の芸術大学や大阪の音楽大学など、各分野に おいてそれぞれの専門知識を取得するために、大学、大学院に行って活動しているわけで す。しかし、なかなかそれを発表する場、創作活動、伝統工芸・窯などを現実にする場所 は少ないのです。だから、創作活動をする人が世に出て、我々にすばらしい作品を提供し てもらう場をこの国際芸術家村で確保すべきではないかと。最初はこれぐらいで終わりま す。

〇村田地域振興部長 中村委員から、私には3点ご質問を頂戴しました。いずれも非常に 博識でおられ、お話を伺っている限りで、大変非常にすばらしいお話だと思って伺わせて いただきました。

回答になるかならないかわかりませんけれども、まず、明治150年からお答えをさせていただきたいと思います。明治政府の評価というお話がありましたけれども、まず、少し話がずれるかもしれませんが、そもそも明治維新というのは薩長のものではないという認識で私自身はおります。言葉は変かもしれませんけれど、薩長土肥だけではなくて、日本の国そのものがいろいろ変わった時期であると。明治に関連する人物も、奈良県にも相当たくさんおられます。こういった方々を、一つは皆さんでもう一度勉強しようというのが今回の明治150年の取り組みの一つであるとともに、来年度予算もありますけれども、

実は再来週の3月27日に、明治150年記念シンポジウムを県主催で行います。大変著名な先生方をお招きして、これをキックオフにして明治を学ぼうと考えており、例えば東京大学法学部の先生の五百旗頭薫さんは、明治の条約や外交史の専門家です。こういった方々にシンポジウムにとどまらず、その後の研究などもしっかりしていただいて、最終的には県として、これを皮切りに、明治の評価と言うと変ですけれども、今回のテーマは特に「第一の開国"古代"」、要は奈良時代のことを指しているのですけれど、「第二の開国"明治"」と銘を打っています。奈良時代と明治時代との比較において、議論を深めていき、最終的に来年度いっぱいかけて一つの評価とも言えることができればと私ども考えているというのが、明治150年についての考え方です。

それから、2点目は記紀・万葉についてのお尋ねがありました。これまでの記紀・万葉 についての評価、それから今後の取り組みについてということでお話がありましたけれど も、記紀・万葉、ここで言う古事記、日本書紀、万葉集は、当然、我が国にとってこれら の文献が古代の歴史を理解する上で非常に重要であることは間違いありませんし、本県と の関係においてもまさに本県の歴史であると言えようかと思います。そういう観点から、 これまで古事記完成の1300年を契機にプロジェクトを推進してきているという状況で すけれども、この間、まさに先ほどの明治150年とも重なりますけれども、記紀・万葉 を学ぶ、まず県民の皆さんに知っていただくことを一つ大きなテーマとして、いろいろな イベントや、資料作成などもしてきたところです。これは、自分たちのルーツを知る、自 分たちを知ることによって、先ほど芸術家村のところで少し中村委員からお話がありまし たけれども、おのれを知ることによって、心の豊かさ、人となりを形成していただきたい という趣旨もあって進めてきたと思っています。集大成となる2020年度のイベントに ついて、今後検討を開始したいと思っていますけれども、この年がちょうど日本書紀の編 さんから1300年ということで、一つの区切りだと思っています。具体的に今まだ検討 段階ではありますが、一年を通じて日本書紀を楽しむ年といった考え方、コンセプトでや らせていただきたいと思っています。具体的には、いろいろな文化関係のイベント、県が 行っているイベントを、例えば日本書紀に絡めたイベントにしていく形で、1年間奈良で 日本書紀を楽しむといったコンセプトで進められればと思っています。なお、その目的も まさに日本書紀をしっかり学んでいただくというところですけれども、2020年の日本 書紀1300年だけで終わりではなくて、一つの新たなステージアップという、少し言い 方は語弊があるかもしれませんけれど、新たなステージへの展開だと捉えており、この後 も記紀・万葉に係るいろいろな周年行事もありますので、これを一つの契機にして、毎年 毎年いろいろテーマを変えながら、奈良県の人、それから全国の方、世界の方に、記紀・ 万葉を学んでいただくイベント展開等を行っていきたいと思っています。

最後に、芸術家村の国際性についてのお尋ねがありました。これについては全く中村委 員のおっしゃることに同感でございますし、芸術家村の目指す方向性とも合致しており、 実は来年度には具体的なソフト事業を展開するということですけれども、こういった点に ついても検討を重ねていきたいと思っております。当然、創作活動の場であることももち ろんですし、先ほど尾登地域振興部次長からもお答えしましたけれども、海外からのアー ティストにもお集まりいただき、そういった作品も含めて展示していく。そして、いろい ろな方に集まっていただいて、文化・芸術の大事さをしっかり理解していただく、単なる 人集めというわけではなくて、見ていただくことで大事さを理解していただいて、保存、 継承につながっていくことを目的としていますので、いろいろな観点からここにまず集ま っていただく、集まっていただくことで文化・芸術を理解していただく、それによって保 存していくべきだという考えを持っていただく、そういう施設になればと思っています。 ですから、どちらかというとプロダクトサイドというよりは、みんなに集まっていただく という施設を目指していますということを、私どもが申し上げている言葉でよく内容がわ からないと言われ方をしているところもあるかもしれませんけれども、中村委員のご指摘 は全くごもっともだと思っていますので、そういった方向で進めていきたいと思います。 結果そういう形で、皆さんが理解していただければ、先ほど発表の場ということもありま したが、今回ホールもつくらせていただきますので、県民の皆さんの発表の場にもつなげ ていけるものと考えています。以上です。

〇深田学校教育課長 3点、ありました。1点目は道徳教育について市町村教育委員会に どのように伝えているのかですけれども、これについては、平成27年3月に一部改正さ れました学習指導要領の内容等また指導について、まとめたものを研修会という形で市町 村教育委員会、教員を対象として、説明会を行っているところです。

また、誰が教えるのかについては、子どもたちの実態を一番よく把握している学級担任 が授業を行うことになります。その中で、学級担任にもいろいろな力量の方がおられます。 そこで県としましては、平成27年度から本年度までの3年間、継続的に研修を実施し、 各郡市において道徳教育を推進する小・中学校のリーダーとなる教員約70名を養成して います。この推進リーダーが全ての学校に置かれている道徳教育推進教師と連携し、各郡

市において模範となる授業を展開するなど、スムーズな道徳科に移行できるよう、指導体制を整えているところです。

3点目の教科書の採択にかかわってですが、県としては奈良県教科用図書選定審議会を設置しまして、その中で意見を聴取し、採択基準及び選定資料を作成し、18採択地区ありますけれども、その18採択地区にその結果を配付しました。それをもとに、採択地区独自で道徳の教科書の選定を行ったところです。以上です。

〇中村委員 まず、明治150年なのですけども、明治と言えば、徴兵制があったわけです。それから、教育勅語があった。徴兵制、教育勅語、それで世界の国からやはり戦後、ポツダム宣言によって日本の体制は悪かったということで、教育の抜本的改革等があったわけです。

そこで、私が申し上げたいのは、現在、国会で論議されている憲法第9条、日本国憲法は主権在民、戦争の放棄、基本的人権の尊重を明記して、72年間やってきているわけです。日本人のルーツである明治を学ぶことは非常に大事なことなのです。その明治の何を、専門家を招いてシンポジウムをするのも大事なことです。しかし、こういう事業をする行政の心構え、明治憲法の何に視点を向けてこういう事業をやっていくのかと。教育勅語を見てみなさい、「朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民」と。教育勅語の全文の中には、今に生きる我々が教えられることも多々あるのです。そういうことも、また根幹的なこともある程度、行政側でこの事業をする場合に、やはり地ならしをして、ただ単にイベント講習会など、明治はこんな時代だったではやはり淡泊ではないかということで、戦後72年の今の社会と、昔の明治の社会を含めて、こういうことやると、軍隊はどうだったのだ、教育勅語はどうだという人がいらっしゃいます。そういうときにも耐え得る、やはり県としてもそういうことを踏まえて考えて、大いに県民に明治のよさを知らしめて、今に生きる人間が参考になって、力強く、勇気づけられて、将来に向かって歩める、そういう事業であってほしいということで、一松副知事でも結構ですけれども、これに対して答えてください。

次に、記紀・万葉について、記紀・万葉と言えば、古事記、日本書紀、万葉集です。奈良県は万葉集の宝庫と言われ、いろいろあります。私は、万葉集好きで、「三輪山をしかも隠すか雲だにも 心あらなむ 隠さふべしや」、「こもりくのはつせの山は色づきぬ しぐれの雨は 降りにけらしも」、「あをによし奈良の都は咲く花の にほふがごとく 今盛りなり」、こういう歌も日本人の本当の心です。今までの8年間の記紀・万葉で、反省も

含めて、この1年間で総括していただきたいのは、有名な神社仏閣、景観、いろいろなことをやってきたけれども、これは教育委員会にもかかわるのですけれども、万葉文化館で万葉集の講習会や万葉画を展示をしている日数がどれぐらいあるのか、非常に寂しいのです。だから、日本書紀も含めて、博識な皆さんはご存じだけれど、私は忘れるのできょう文書を持ってきたのです。日本書紀に「古に天地未だ剖れず、陰陽分かれざりしとき、渾沌れたること鶏子如くにして、溟滓にして牙を含めり」という創世記の話で、こういうことがあるわけです。万葉集も、最初の文章は「天地初めて發けしとき、高天の原に成れる神の名は、天之御中主神」、次に何々の神、何々の神と。そうしたらこの記紀・万葉で、万葉集、日本書紀の反省も含めて、日本最初の冊子が、例えば神社仏閣だけでなくて、やはり我々今に生きている者にこういうものがあったのだということを知らしめるために、幼い時から教育現場でこういうことを少しでも県民に知らしめる、例えば万葉集でも、桜井市内の保育所は、いつも発表会で全園児に10曲ぐらい歌わせているのです。万葉集をずっと歌っているのです。保育所の生徒が歌っているわけです。

そういう実態もあるわけで、この万葉集を、ただ啓蒙啓発ではなくて、文章の内容を少しでも知らしめて、日本の国の歴史、神話の歴史といいますけれど、日本人のルーツをやはり知らしめるというのは大事なことだと思うのです。今の日本の外交を見てみなさい。韓国においても、日本固有の領土が占領されているのですよ。それで何かあれば、どちらの国かわからないような発言をしているわけです。そういうことを含めたらやはり、教育の大事さを含めて、この日本書紀をこれからやるに当たって、教育委員会と連携して、知らしめることについて再度所見を求めます。

それと道徳教育です。小学校においては、理科や国語などは、点数による評価式になっています。しかしながら、道徳は評価ができないわけです。しかし、教育というのは成長過程において、本人の成長などを見て、やはり評価をして指導をしていかなければいけない。そうすると、今まさにおっしゃったように専属の、小学校のことを言ったら、学校担任です。それなら、担任の先生は、道徳教育の基礎的な教育を受けているのか、専門的なことを受けているのかどうかということなのです。70名ほどの道徳教育推進教師がいるといいながら、奈良県の各市町村で、各クラスがあるわけですから、担任の先生と教育指導員で、どこまで文部科学省が目指している道徳教育を子どもに植えつけるのかと。授業をするだけではだめなのです。子どもが理解をする、そうしたら理解のさせ方はやっぱり教員、指導員です。それなら、その指導員の訓練は、私の知る範囲では、間違いかどうか

は知りませんけれど、年に何回か集めて2時間ほど教育をする。だから、選任教師でない者が道徳を教えるわけです。道徳というのは1プラス1は2という定義がないわけで、先生方の人間的な幅の広みなどということもあるわけですけれども、そのことについてきちんとこれからやっていけるのか。これは、吉田教育長にお願いします。以上です。

〇一松副知事 私へのご質問、ご指摘は2点だと思っています。

まず、明治150年事業についてです。荒井知事とお話しさせていただいて、知事がど う思っているかということもご紹介させていただきたいと思います。明治150年、今内 閣官房のほうで非常に旗を振って事業をされていると思います。他方で、やはり明治以前 の時代にも大変よいところがありまして、例えば教育振興大綱に、地域振興部長のときに 書かせていただいたときにも、江戸時代の識字率あるいは藩校教育といったものにやはり すばらしい点もあると。奈良県としましては、先ほど村田地域振興部長から、第一の開国 は奈良時代だと、荒井知事が言っているという話をご紹介しましたけれど、やはりそうい う国際的な進取の気性に富んで、さまざまな文物を取り入れた奈良時代というのは、我々 奈良県にとっては大事にすべきであろうと。そうした長い目で歴史を眺める中で、明治1 50年の位置づけを有識者の方々にも意見を聞きながら振り返りたいということで、今回、 明治150年の事業を位置づけさせていただいています。中村委員からかなり骨太な議論 をいただきましたけれども、県では少し肩の力を抜いた形で、この明治150年というの をしっかり、ただ、県においても天誅組、その他明治時代に活躍した人物がたくさんいま す。また、131年前に奈良県再設置運動が行われたという貴重な歴史もあります。そう いった貴重な歴史的資源もありますので、そういうものを大事にしながらこの議論をしっ かりしていきたいと思っています。

2点目、記紀・万葉ですが、私どもが文化資源活用課をつくりまして、歴史文化資源等を大事にすると申し上げているのはまさに神社仏閣、仏像といった文化財だけではなくて、神話に近いとされる、歴史的事実とは証明できないかもしれない伝承も含めて、奈良県の大切な歴史文化資源として大事にしていきたいということです。したがいまして、今後ともこの記紀・万葉は、本県にとって大事な歴史文化資源ですので、大いに活用する施策を展開していきたいと思います。また教育振興大綱に、自尊、他尊、地尊という形で書いていますが、奈良県の特徴として、地元への愛着がやや薄いということは、アンケート調査などで出ており、やはり郷土教育はしっかりしていく必要があります。記紀・万葉を含めた歴史文化資源についても、教育委員会で適切に郷土教育の充実という形で取り組んでい

ただけるものと思っている次第です。以上です。

〇吉田教育長 まず、教員として一番指導が困難な分野というのは、正直言いまして、教 科の内容については一定の専門性があれば指導することができます。私でしたら、ホーム ルーム活動をどのように生徒に指導するのか、内容も決まっていません。それからテーマ も自分で年間を通じて考える必要がある。そんな中で、子どもを成長させるために、どう いった内容を、どういった教材を用いて指導するのか。

道徳に関しては、当初は教材ができていましたけれども、内容を統一するという意味で は、来年度から小学校で教科書が提供され、指導の中身は統一されていると。しかし、や はり一番指導が難しいのは、中村委員もおっしゃいましたように人間性が出てくると。そ の中に人間的な魅力というものが必要になってくると。だから、私は教員に対しては全て、 絶えず学び続ける姿勢を持たなければならない。これは新規採用教員に対して、そういっ た講話をしています。教員というのは、何を見ても成長する材料にするべきだという考え を持たなければならない。さらに、その上で道徳教育を指導するに当たり、一定、子ども たちに対して指導の統一感を持つ必要がありますので、深田学校教育課長が言いましたよ うに、指導者を養成はしてきましたけれども、まだまだ研修は足りない。道徳が大切であ るということを我々も発信する必要があるということで、教員免許更新は今まで大学に全 て任せておりました。大学で10年ごとに6つの講座を選択して、そして習得をして更新 をしていくと。来年度からは、国に申請をしまして、教育研究所で実施します。その教育 研究所で実施する免許更新講習の中に道徳教育、いわゆる考え、子どもたちがみずから考 える道徳教育に今転換が図られていますので、そういった研修を導入しました。したがい まして、10年間これを積み重ねますと、半分以上の教員が研修を受けるということにな ります。以上です。

○中村委員 明治150年の話を聞きましたけれど、例えば私が一番知りたかったのは奈良時代や、そうしたら平城遷都1300年祭で、奈良の都が日本の国の律令制度の基礎を築いたいうことで、平城宮跡で遣唐使のテレビをやったけれども、それ以外に奈良の都がこれほど日本の建設に貢献したとかという啓蒙啓発を見た記憶は、ほとんどなかったです。だから、そういうことでこの明治150年と銘打って、県が事業としてこれからやっていこうとされているのだから、その明治政府に対する評価、反省を踏まえて今後の日本の社会で県は奈良県の行政として県民にどのように対応していくのかを感じられる行政をやっていただきたいという意味で申し上げました。まだまだ時間はありますので、よろしくお

願いします。

それとやはり、今申し上げましたように、教育委員会と連携して、記紀・万葉も、これだけ8年間取り組んで、総括もしようと言っているのだから、ただ単に観光的なアプローチではなくて、やはり幼児教育の中に記紀・万葉を、日本に住める中で、やはり連携をして、日本書紀も古事記も含めて、もう少し教育の現場に知らしめる装置づくりは奈良県にしかできないと思うのです。だから、もし所見があればご回答をお願いをします。それだけで結構です。

〇谷垣文化資源活用課長 教育委員会と連動した記紀・万葉プロジェクトの取り組みについてご説明します。これまでに、子ども向けに普及が必要だという認識については、中村委員お述べのとおりで、私たちも同じ認識でした。

そこで、記紀・万葉プロジェクトを始めた早い時期に、記紀・万葉こどもかるたということで、古事記の中に出てくる物語やエピソードを五七調の覚えやすいかるたにまとめ、書店でも販売できるような形でつくったのが一つ。それと日本書紀すごろくということで、日本書紀を題材にして、すごろくを制作いたしました。これも、県で制作し、その後市販もできるような形で普及を図っているところです。

また、毎年1月に古事記のまつりというイベントをしているのですけれども、そのかるたを使い、こどもかるた大会を実施しています。このかるた大会は、2学年ごとに区切り、その学年ごとに上位の人を選考していくということで、これも始めたころからすると、どんどん毎年参加人数がふえて、ことしは128名の参加者を得ました。選考させていただいてご参加いただいているという大変人気のあるものになってきています。このかるた大会に出場してもらうために、県内の各学校や保育園や学童保育所にかるたを配布し、ふだんの遊びにも使っていただけるようにしまして、その方々に出場もしていただいて、物語にも親しんでいただいているところです。

そして、学校と協力して、子ども向けにも、奈良や地元の歴史を知っていただくことの 重要性に鑑みて、日本書紀こども塾を小学校の授業の時間を使わせていただいて開催をし ています。平成29年度については、五條市立野原小学校と五條市立五條小学校で、6年 生の生徒を対象に実施しました。その中で、私どもの職員が日本書紀に関するお話を子ど も向けにわかりやすく説明するとともに、日本書紀すごろくのジャンボ版をつくって、体 育館でそのすごろくをしていただいて、歴史の流れを知っていただくという取り組みも、 地道で人数もすごく少ないのですけれども、五條市でするときには五條市にまつわるエピ ソードを、その前の年は橿原市と田原本町で行ったのですけれど、その地元の日本書紀や 古事記にまつわる逸話を皆様にお話させていただいて、皆様の住んでおられるおうちの裏 山が実はこういう場所でしたというお話もさせていただき、古代衣装の着用体験もしても らいました。そんな取り組みを進めていますので、2020年に向けてそういうところも 頑張っていきたいと思います。以上です。

〇村田地域振興部長 今、担当課長から申し上げたとおり、さまざまな取り組みをしていますが、教育現場でこういったことを、私どもが直接することができないものですから、 市町村教育委員会のご判断になると思いますけれども、そういった取り組みが非常に大事だということはしっかり私どもも伝えていきたいと思っています。

○中村委員 ただいま谷垣文化資源活用課長から、非常に詳細な実行事案を提議いただきました。ありがとうございます。私は、やっていないとは言っていないのです。しかし、もうはっきり言いまして、日本書紀などのかるたやすごろくもよろしい。しかし、今後の課題として、学年担任が自分の受け持っている生徒に、例えば年に何回か、日本書紀とはこういう精神でこういう物語です、古事記とはこうなのですと、万葉集は日本人の心を歌ったものですということをホームルームなどで啓蒙啓発をして規範を正していこう、こういうことを考えていますので、今後の課題として一つご検討をお願いして、私の発言を終わります。

○奥山委員長 暫時休憩いたします。午後3時5分からスタートします。

14:47分 休憩

15:07分 再開

〇奥山委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

なお、村田地域振興部長、もし答弁の機会がありましたら、着座で結構ですのでよろしくお願いします。委員の皆さんもご承知よろしくお願いします。

それでは、質問をお受けします。

〇川田委員 まず、水道局からお聞きします。

簡単にお聞きしますけれど、先日、水道の担当の方から企業債の明細書をいただきました。現在借りている企業債等の平成28年度末現在の一覧表をいただいたのですが、繰り上げ償還等もかなりきっちりとやっておられると聞いているのですけれど、これだけの数があるので、ここ数年間の中で繰り上げ償還をやっていくような、いわゆる個数はあるのかどうか、まずお聞きします。

- ○郡水道局総務課長 繰り上げ償還が可能であるのかどうかです。水道局で今発行する企業債は、そのほとんどが財政融資資金や地方公共団体金融公庫、いわゆる公的資金でして、この公的資金の繰り上げ償還については補償金の支払いが求められることになっています。繰り上げ償還の効果を発揮させるためには補償金の免除や軽減措置がどうしても必要ですけれども、そういったことがあったのは平成19年度から平成24年度までの時限措置として、公的資金の補償金免除繰り上げ償還制度が実施されたところです。県水道局では、対象となる利率5%以上の公的資金210億円の繰り上げ償還を実施しており、今のところ5%以上のものは残っていません。ということで、現在は、近々に繰り上げ償還するということは考えておりません。以上です。
- ○川田委員 一覧表を見ますと、資金運用部の資金や、金融公庫資金、そのほか財政投融 資資金の関係が多いのですけれど、ここでしか借りられないということなのですか。そう いう条件がついていて、この起債しか立てられないということなのですか。
- ○郡水道局総務課長 民間で借りることも可能ですけれども、現に水道局は繰り上げ償還したときの借換債として縁故資金、要するに県内の信用金庫や地方銀行などから借りて、今も若干は残っていると思います。ただ、水道局は装置産業ですので、減価償却が40年等でかなり長いということで、今、公庫も大体30年、平成27年からは40年の償還期限になっております。そういった中で、民間の資金は大体10年程度、借換債で借りたものも10年以内のものなのですけれども、そういう事情もありまして、大体は公的な資金で借りることになっております。
- ○川田委員 なかなか長期というのは民間は難しいのはわかっているのですけれど、奈良県でも過去に財政課におられた方に聞いたことがあります。民間から27年債とか30年債を借りているケースも、事例もあるではないですか。それができるのだったら、民間からお金を借りてあげたほうが、何度も言いましたけれど、奈良県の預貸率は低いので、銀行が強くなれば地域経済発展とか、そのほかの恩恵も考えられると思いますので、できるできないの範囲は当然あると思いますけれど、またその辺もご研究をいただきますようにお願いを申し上げておきたいと思います。この件はもうこれで結構です。

それと、あと、素朴な疑問なのですけれども、「平成30年度一般会計特別会計予算に 関する説明書」の412ページに、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当ということで載 っていますけれど、これも先日、県の規定を準用しているということでお聞きしています。 退職はもちろんわかるのですけれど、勧奨退職がいまだに残されているというのは、今は 早期退職制度にきっちり変えられていると思うのです。昔ながらの勧奨退職制度をやって おられる団体もあると思いますけれど、先進的な団体は、今きれいに変えていっていると 思うのですけれど、その点いかがですか。

- ○郡水道局総務課長 水道局の場合、基本的には独自で職員を採用していることはなく、 県職員が職員となっていますので、給与制度にしても、県の制度をそのまま準用しており、 県でこういう制度がある関係で、水道局も全く同じ制度でさせてもらっています。
- **〇川田委員** 水道局のところで、総務部長に聞くのもおかしいのですが、制度的にも、も う今の時代になじまないのではないかと思います。答弁は結構ですけれど、ぜひとも早急 に検討して、早期退職制度は新たにつくっている団体が多いですから、速やかに変えてい ただきますようお願いを申し上げておきます。

もう一つ、キャッシュフローなのですけれど、キャッシュフローで期末残高で161億 円ぐらいということですけれど、昨年度のキャッシュフローの期末残高は幾らぐらいだっ たのですか。

- ○郡水道局総務課長 手元にあるデータで、期首残高が165億円で、期末残高が161 億円となっていますので、ほぼ変わらない形で推移しています。
- **〇川田委員** では、キャッシュフローの額は大体この前後ぐらいを一定してずっとこられていると、そういう解釈でよろしいのですか。
- **〇郡水道局総務課長** かなり前はよくわからないですけれども、最近はこれぐらいの金額 だったと思います。
- **〇川田委員** はい、わかりました。細かいことはまた改めて聞きます。

次は県域の水道一体化推進をお聞きしたいのですが、平成30年度において、新県域水 道ビジョンの策定を平成30年度に行っていかれるということです。これにおいて、県域 を幾つかに分けられるのですよね。これを策定するメリットをまず教えていただけますか。 〇村上地域政策課長 地域政策課からお答えします。

エリアについては、上水道エリア、現在の県営水道を供給している24市町村と五條・吉野地域の4市町を合わせた28市町村についてを上水道エリアというエリアで考えています。それと、それ以外の簡易水道のみを行っているところが11村ありますので、簡易水道エリアという、この2つのエリアでつくっていきたいと思っています。

今般、水道法の改正が今国会に上程されているのですけれども、その中で水道基盤強化 計画を都道府県は立てなさいということが盛り込まれています。それに向けまして、今回、 県域水道ビジョンの見直しをさせていただき、水道基盤強化計画と合わせた形で作成した いと考えているところです。

○川田委員 これは前々から非常にいいプランだと思っており、どんどん進めていただきたいと思っています。市町村も、各市町村単位で、今、水道局を抱えて運営されているのですけれど、団体の人数が違いますので、簡単には比較はできないと思うのです。平成38年の統合に向かっていったときに、全体的に合わせて何割ぐらい人員の削減など、どれぐらいの効果が出てくるのでしょうか。

〇村上地域政策課長 人員の削減については、市町村に現におられる人数や業務内容、委託に出される部分等もそれぞれ違いがありますので、それについては平成30年度以降に検討会を立ち上げますので、その中でそれぞれのご事情を考えさせていただきたいと。それと、もう一つは施設の共同化することによって集約が図れますので、それについても昨年10月に県の案は出させていただいているのですけれども、これはまだ市町村の意見を加味しておりませんので、その辺も踏まえた上で、施設の集約化による費用削減効果と、人件費の削減効果の両方が出てくると思います。それは来年度に精査させていただく予定をしています。

〇川田委員 わかりました。その数字を楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。これはもうこれで結構です。

次は、奈良の仏像海外展示についてお聞きします。もう私は、珍しく大賛成しているのです。一松副知事の言葉も覚えているのですが、これだけの文化財産、文化資源があるのに、これを活用しない手はないとおっしゃっていた言葉が非常に胸に残っているわけです。今後、こういったものもどんどん展開をしていって、本当に日本にいながら仏像は向こうに出張いただくわけですけれども、それで海外から日本の、特に奈良県の文化にご興味を持っていただくと。当然、文化の源流を探るという問題もあると思います。もともと、ヨーロッパあたりはギリシャ文化がかなり入っていますし、日本の仏像ももとをたどっていけばそういったところに行くのではないかというのが、今、アジア研究でもやられている分野だと思います。その点も、国でも2年ぐらい前に仏像に出張していただいたということがありましたが、その効果的なものはどんなものがあったのでしょうか。

○谷垣文化資源活用課長 ヨーロッパにおける今まで文化庁が開催した分の成果ということですけれども、大英博物館におきまして、平成3年に文化庁が実施しました鎌倉彫刻展の入場者数が、10万人ということで把握しています。

〇川田委員 10万人ということはかなりの効果があったと思うのですけれど、今回、東京オリンピック・パラリンピックも控えていますから、それに波及するという効果も含まれてくるのではないかと思います。大いに期待していますので、これはもうよろしくお願いをして、機会があれば、もっと数をやっていけるように計画も考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

これはもうこれで結構です。

先ほどから出ている(仮称)奈良県国際芸術家村について、総務警察委員会でも少しお 聞きしたのですけれど、先ほど尾登地域振興部次長がご答弁されていましたように、今、 経常経費に当たる維持管理費など試算的なものも、まだ出ていないということですけれど、 今回、奈良県国際芸術家村の整備事業費について4.5億円、また少し予算がふえている のです。なぜふえたのだということで、前回ご説明もいただいた中で、先日、その内訳の 資料をいただきました。もともと造成工事側にあったものを、建設工事側に入れていると いうことで、そのお金の入り繰りはありますけれど、結局4億5、300万円が当初の計 画よりも増加しているということです。これに関して、この間も指摘させていただいたの ですけれど、遮水対策や遮音対策といったものにお金がかなりかかっていまして、これは、 土地を買う段階からある程度予想できた範囲内であり、あの後、我々も土木工事等々をや っている行政の人間にも聞いてきました。この手の間違いは、今はないのではないかとい うことです。最初から水辺にある土地でこういった仮定がされるわけであって、この工事 が必要ということになれば土地をもう少し安く買えたはずではないのかと。なぜなら、そ の工事をすれば、その分土地の値打ちが上がるではないですか。けれど、高い値段で買っ て、工事もやるという。換算したら、本来工事をやった後のほうが高く売れる。今は、買 った値段より高く多分売れないでしょう。そのあたりをどのように考えておられるのか、 これは税金ですから、そのあたりを明確にご説明いただきたいと思うのですが。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 4.5億円増加したというところで、前にもご説明をさせていただいたところですが、この関係につきまして、そもそも基本構想をつくって、その後、整備基本計画という形で策定をしていきました。その中で当然、整備基本計画は芸術家村の基本理念や基本方針、またそれに基づいて導入すべき機能とか、規模といったものを基本的な事項として定めたものでして、その段階で当然、この整備をするということについての規模感が必要になりますので、どのぐらいの規模になるのかということを数値としてお示しをするということで、95億円程度と想定したわけです。この95

億円は、どうやって出したのかといいますと、当然、その段階で設計をしているわけではありませんので、他府県での類似施設の建設単価をもとに、今回の床面積等といったものを乗じて推計をしたものでして、あくまでも試算です。今回、少しふえたということになっているのですけれども、今回はその基本計画に基づいて、基本設計、実施設計と、実質的に何をどのように置くのかや、土地の条件からどのようにすべきかということも全部踏まえた上で設計をした金額ですので、単純に4.5億円ふえたと、比較できないものであると考えています。以上です。

○川田委員 基本計画から単純に計算して、概算で出しているのはわかるのです。今回言っているのは、最初から、あの土地の位置なのだから遮水対策などはわかっているでしょうということです。不動産鑑定価格書も見せていただきましたけれど、この点は減額もされていないではないですか。本来、これだけかかるのだったら、それだけの建物を立てて、建物の坪数や平方メートル数は関係ありますけれど、単価が変わらないのであれば、計算できる範囲内ではないのですか。そこを聞いているのです。建物を大きくして増額になったのだったらまだわかるのです。当初こんな小さいものを予定したけれども、内容がいろいろあるからもう少し大きくしたのなら、掛ける数字が大きくなるわけだから。けれど、土地の値段からして、この値段を掛けなければ使えないということであれば、値段の妥当性についての疑義が出ているわけであって、土地を購入された値段にそのことを聞いているわけです。だから、基本計画だからとか、詳細設計に変わったとかは、説明になっていないです。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 先ほど申し上げた整備基本計画はあくまでも他府県の類似施設の建設単価から推計して出しております。今、川田委員からご指摘があった池の近くであるということについては、池の近くにあることから地下水位がもしかしたら高いかもしれないということは一般的にあり得ることですので、その辺は承知していたわけですけれども、その段階での出し方としては、当然ボーリング調査などをしているわけではありませんので、その辺を勘案することはできなかったということです。

○川田委員 言っている意味が、全くわからないです。遮水対策をしなければいけない土地だったら買う値段はもっと安いのではないですか。調査も何もしなくて、鑑定で出てきた値段だけを信用して買われたということですか。鑑定だって、鑑定士で値段が違いますよ。今回、遮水対策だけでも約4億円かかっているわけでしょう。4億5,300万円上がっているうちの4億円でしょう。この分、土地が安くなっていたのではないかというこ

とを言っているのです。絶対おかしいです。今、テレビで問題になっているのでも、ごみが出てきたからということで土地の値段が安くなるとか、いろいろあるではないですか。 同じ理由ではないのですか。だから、これはやっぱり 4 億円もこの対策工事にかからなければいけないのだということで、対策工事が要るのだったら最初からお金の概算に入っているのではないですか。最初、入っていなかったのでしょう。だから、この分、上がった分がもろに上がってきているという勘定ではないのですか。ここは言いわけできないと思いますけれど、いかがですか。

○尾登知事公室審議官兼地域振興部次長 先に土地の調査を十分にしておけばという点は あるかもしれませんが、不動産鑑定の場合、当然、土地の状態がどうであるかということ は考慮されており、現況、田んぼという形で見ておられるわけです。田んぼということは、 要するに地盤改良が必要だという土地になります。ある一定、池の近くであって地下水位 が高いかもしれないということは、ある程度地盤改良も必要だという土地になっていると いうことで理解をしていたということです。以上です。

〇川田委員 だったら、当初出された金額が間違っていたということではないですか。遮水対策が要って、お金がかかってくるわけだから。今の説明だったら、前回買った時点からわかっているということでしょう。そういうことではないのですか。(発言する者あり)

いや、我々も今まで、多くの数の売買を見てきていますけれど、田んぼ扱いでやっていたら、改良しないと使えないのはわかっています。当然、最初の概算の予算を立てるときに、絶対にその分を乗せてくるではないですか。議会に提出して、大体こんなものでやるのですという説明もしていたわけでしょう。けれど、後で出てきた遮水対策で4億円また上がっているのです。最初からわかっていた話でしょうということを言っているわけです。なぜここになって予算がふえるのか。この予算審査特別委員会で、月曜日から通して、他の委員もいろいろな要望事項や県民の意見も多く言われて、お金がない、厳しい財政状況だ、いろいろなことを説明もされてこられて、こんな簡単に4億円ぽっと上がっています。私も専門家ではないですから、よくよく専門家に聞いてきたのです。これはないでしょうという話です。これだけかかるのだったら、見通し、見込みが間違っていたということで、建物を小さくされたらいいのではないですか。そうではないですか。もう土地も買われているので、今から言ったら司法上の契約の問題もあり、ややこしいのはわかっていますから、むちゃを言うつもりはないのですけれど、今後、やはりこの辺の試算はきっちりやっ

ていただかないと。必ず後で高くなるのだと予想して決断しなければいけないということでしょう。そのときの説明を聞いて、賛成だ反対だと意思表示をしなければいけないわけであって、国会でも何でもそうではないのですか。地方議会だから関係ないとか、国会だから大きく問題にされるという問題ではないと思うのです。4億円というけれど、4億円あったらいろいろなものに使えますよ。教育委員会だって、予算がないと言って、いつも吉田教育長が苦しんでおられるのを見ているのですけれど、本当にほかにも使えるお金もあるわけですから、この点はきっちり今後やっていただきたいとお願いをしておきます。村田地域振興部長にも特にお願いをしておきたいと思います。

もう1点、地域振興部に、ついでですから言っておきます。さっきも、皆さん、この国 際芸術家村についてはいろいろおっしゃっていましたけれど、私の感覚ですから何も押し つけるわけではないのですが、芸術というのは金をかけたら芸術が育つというものではな いと思います。大阪でも、やはり芸術を目指す方たちの努力ではないですか。だから、補 助金もいっぱい切ったけれども、よくなっている団体もいっぱいあるではないですか。お 金をかけたり施設をよくしたから、芸術がよくなるといった発想は絶対ないと思います。 それは今までの多くの先進団体が取り組んできた事例も多く出ているので、そういった間 違った発想と我々が思っているものに対して、やはり頑張られる方は頑張られるわけです から、それはそれで支援してあげることも当然あってもいいと思いますけれど。ただ、こ んなものにお金をかけて、人だけ集めて、それで芸術、文化が伸びるということはないと 思いますので、きっちりともう一回コンセプトを立てていただかないと。私は、総務警察 委員会委員ですからずっと最初から聞いていますけれど、これはもともとをたどっていっ たら、修復を一元化するというのが最初の目的だったのではないですか。そこからだんだ ん変化してきて、イベントをするとか、何かいろいろなものが絡んできていますけれど、 あのときは山下地域振興部次長でした。法律もいろいろあるから、その整理は時間がかか るということで、そういったものを整理してきていただいて、現状にやっときているとい うことですよね。文化だったら、地域教育行政の組織及び運営に関する法律で言えば、教 育委員会も事務の責任になっているものもあるのですか、それが今度移管されるとさっき おっしゃっていましたけれど、そういった積み重ねがあって今来ているから、やはり原点 というのは外してもらったらいけないと思うのです。まして修復とか、奈良の副市長もお っしゃっていましたけれど、こういった文化資源もやはり大事にしていかないといけない ということですから、それは私も賛成で、お金をかけるところはかけていいと。イベント

をやりに行っているのと違うと思いますので、本質をまた外さないように、これもあわせ てお願いをしておきたいと思います。

それと、地域振興でもう1点気になるのが、地域振興基金積立金で、「平成30年度一般会計特別予算に関する説明書」の111ページの節の6番、7番で、地域振興基金積立金と市町村振興資金貸付金です。貸し付けが10億円で、積立金、基金に繰り入れするのが約15億円ぐらいの金額があるということです。歳入のほうで、初日にお聞きしたら、個別のことは担当のところで聞いていただきたいということでしたので、75ページで、市町村振興基金貸付金元利収入、約6億円収入として入っていまして、地域振興基金繰入金で、基金から繰り入れているわけです。これが約13億円ぐらいあるということです。これだけ項目が出てきて、あと、ほかに地域振興基金から貸したお金が別に返っている部分があるかもしれません。書いていないので、ペーパーだけだったらわからないのですけれど、ただ今の入り繰り、入と出からの入り繰りだったら、今言った4つの計算からいったら基金が2億円ぐらい最終残高はふえるのです。去年末の残高からことしの末の残高がこの予算のままでいったら、約2億円ぐらいふえると。それで、10億円を貸し付けるという。大体このような計算であっていると思いますが、それで合っていますか。

○浅田市町村振興課長 いろいろ財源等が当たっている状況です。一つずつご説明させていただいてよろしいでしょうか。まず、市町村振興基金の積立金です。こちらは、今おっしゃっていただいた「平成30年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の111ページに載っている分ですけれども、こちらの積立金については、財源として、市町村に過去に貸していた分が、償還金として返ってきている分を積み立てているのと合わせて、基金の運用利息を合わせて積立金としており、具体的に申し上げますと、76ページの第14款諸収入、第3項貸付金元利収入のところで、こちらの第14節から第17節のところにいろいろありまして、第14節の財政健全化貸付事業償還金が2億618万5,000円、第15節の市町村財政健全化支援事業償還金が8億964万8,000円、第16節の市町村公営企業財政健全化支援事業償還金が7,489万円。今申し上げました第14節から第17節の分と合わせて、82ページの諸収入の雑入のところですが、こちらの第31節に吉野川分水水源建設負担金返還金があります。こちらは、2億5,000万円になっておりますが、このうちの1億7,720万円分、それと合わせまして、第32節の6億1,982万5,000円、このうちの5,085万3,000円が、市町村から返っ

てくる返還金を財源に充てておりますのと、もう一つは62ページの財産運用収入のところで、こちらの利子及び配当金の第4節のところにある地域振興基金運用収入6,589万4,000円、これを合わせますと14億9,777万9,000円ということで、積立金の原資に充てさせていただいています。いろいろなところに出ていて申しわけございません。本当にこれは、一覧を見られたらご理解するのは難しいと思います。

それと市町村振興資金の貸し付けで、歳出で10億円を組まさせていただいておりますけれども、こちらの歳出の財源については、川田委員に先ほどおっしゃっていただいた市町村から貸していて返ってくる分の一部と、基金を取り崩す分が、今回予算上12億9,274万7,000円がありますけれども、そのうちの4億354万7,000円を充てさせていただいて歳出ということで組んでおり、この説明書だけ見ていただくとなかなかわからないようなことになっていますが、概要としては以上のような形になっています。〇川田委員 決算では、備考にでも書いていただければと思います。また基金からの貸し付けとその償還のぐあいとか、できましたら詳細な資料をいただければと思います。大体わかりました。この歳出と、上がっている約15億円弱が今おっしゃっていた金利等も含めた償還金等からそちらに繰り入れる。いわゆる戻ってきた金をそのまま戻すと、こういう考え方だと思います。それとあと、もろもろその他収入、市町村振興基金貸付金の元利収入が6億円ぐらいと、プラスアルファー般財源から組んでいるものと合わせて10億円を今回この市町村振興貸付基金に充てると、こういう計算でよろしいですか。はい、わかりました。

こういった背景が複雑で、ご説明いただいて簡単にわかりましたけれども、まず言っていきたいのが、結局今も言っていましたけれども、戻ってきた金というのはほとんど基金に戻しているわけではないですか。戻ってきた金は基金に戻しているわけでしょう。また、貸すときには貸すということでやっていて、これは昔に1回、総務警察委員会か何かで議論させていただいたことがあるのですが、いわゆるこれは、反対給付のない貸し付けというか、反対給付のない助成なのではないのかということで、奈良県地域振興基金条例がありますけれど、地域産業の活性化または市町村の振興の寄与する事業に対する助成となっていますから補助のことですよね。反対給付、金利は無金利ですから、いわゆる反対給付をされているわけではないのですか。返還されるから、これは助成には当たらないのではないかと思うわけです。これは、前々から私の持論で言っているのですけれど、銀行からすればそんな大きなお金ではなく、わずかなお金ですけれども、民間の銀行も納税者であ

りまして、やはりその業としてやっておられるわけですから、本来民間から借りてやった らいいだけの話ではないのですか。助成の、ファイナンスではないですけれど、支援する ための基金も設けているのだったら、ここから金利分だけ助成してあげれば、市町村とし ては同じではないですか。やはり民業に手を出していくというのはあまりよろしくないの ではないかと思うのです。

あのときもめたのが基金を崩してやるということは、基金は取り崩し財産ですから、財 産というのは地方自治法第96条によって、いわゆる財産を処分する場合は議決が必要で ある、単体決議のことですね。予算決議ではなくて、単体決議は必要ないのですかと言っ たら、崩した段階で、一旦財産ではなくなりますと、ただの金になりますと、だからそれ を一般会計に入れる単体決議は要らないのだと、たしかそのような説明だったと思うので す。けれど、これ戻していて結局実態は一緒ではないですか。どんな基金でも一旦崩して 一般会計に入れるわけだから、それだったらどんなものでも第96条の規定は要らないと いうことになるのではないですか。基金も財産ですから、これは貸し付けをどうしてもす る場合など、いろいろな事情によって、これにこだわってやっているわけではないですけ れども、前の総務部長にもお願いしていたと思うのですけれど、この条例の検討が地方自 治法上では条文の中には、貸し付けという言葉が出てこないのです。もともと地方公共団 体が金を貸すということは自治法上では想定されていないのでしょう。だから、だめだと も書いていないので、違法とは当然言えないですけれども、もしやるのだったら、きちん と貸付金条例などをつくっていただいて、やはり議決をもとにお金を貸していくというこ とをしないと。これは予算に載せているからいいのだということでは、特に、基金を取り 崩してやるのだったら、議決が必要だろうと思うのですけれど、その点いかがですか。誰 に聞いたらいいのか、わからないですけれど。

○浅田市町村振興課長 まず、貸付金について地方自治法上の根拠がなかなかないのではないかというお話がございました。それにつきましては、川田委員おっしゃるように補助金のように直接的に地方自治法の規定は、私も知る限りは、たしかなかったと思います。ただ、地方自治法の政省令を見ていきますと、貸し付けすることを前提とした規定も載せられており、それからすると全く貸すこと自体ができないということではないという理解をさせていただいております。

この市町村振興資金の貸し付けについては、無利子ではなくて有利子で貸している部分でして、財政融資と同等レベルの低金利で貸しています。財政融資資金は、今15年もの

でたしか 0.1%ぐらいだと思うのですけれども、それぐらいの金利で市町村に支援させていただいているものということです。

こちらにつきましては、奈良県だけがやっているというわけではありませんで、39都 道府県で実際にこういった制度を設けて貸し付け業務をされています。昭和49年から奈良県も制度を設けて、実際に市町村に貸し付けをさせていただいていいます。

あと、民業圧迫というお話もございます。確かに民間で借りていただいたらいいのですけれども、この市町村振興金の貸し付けにつきまして、いわゆる起債の充当残の部分についても市町村で借りていただくことができまして、そこはなかなか民間ではお貸しすることができないという制度にもなっております。あわせまして、テクニカルな話になって申しわけないのですが、1次、2次ということで、毎年2回、起債の協議が上がってくるのですけれども、2次の協議以降で突発的に資金需要が何らかの形で出てきた場合を想定すると、県からお貸しできる制度があればそういった場合にも対応できるというところもありまして、民業圧迫ということも言えるのですけれども、一概にそうとも言えない部分もあるというところです。

○川田委員 浅田市町村振興課長の説明がわかりやすくて、ありがとうございました。だから、起債で借りられる以外の分に手当するセーフティーネットとまでは言えないですけれど、そういう助成的なものの制度をつくっているということですね。それは別にいいと思うのです、違法でもないと思うのです。ただ、基金の目的と合わないのではないのですか。これは地域産業の活性化または市町村の振興に寄与する事業に対する助成ではないですか。それから考えたら別で、そういう目的の基金をもう一個つくられたらいいのではないのですか。これに無理やり合わせていくというのはこの基本条例の目的と合わないのではないですか。それだったら、もう何でもありではないですか。それか、この条例を書きかえるとか、何かする必要があるのではないですか。法制的なものはわかりませんけれど、誰が読んでもわかりにくいし、法制というのはあくまでも、誰が読んでもわかりやすい文字に変えていこうというのが今の主流になっていますから、そのあたりは速やかに変更いただくとか、今議会中は当然無理だと思いますけれど、その辺をまたご検討いただきたいと思うのですけれど、いかがですか。

○浅田市町村振興課長 ご意見いただき、ありがとうございます。ここで書いております 事業ということで、我々も貸しているのですけれども、起債ですので、何かのハード整備 をされるということで、そのことに対してお貸しするというのが原則になっておりますの で、市町村からすると、何らかの整備事業とか建設事業とかそういった事業をやられるということで、そういった事業に貸すということです。

○川田委員 助成というのは、ファイナンスサポートですから、それだったら助成または貸し付けとかにしたらいいのではないのですか。やはり言葉の整備をしてもらわないと何でもありみたいになってくると思います。基金を取り崩すのだから、できれば議会の議決を要するようにしてもらわないと。予算の決議だけではなくて、これは地方自治法改正でもそこは前もご説明したと思うのですけれど、単体決議という定義も今まで議論もされてきているわけです。予算書に載せたらからといっても、それはあくまでも見積もりです。見積もりがいいと言ったから、本当に貸していいのかという話とまた違うと思いますので、そのあたりもご研究いただきたいと思います。きっちりつくって、先進的な事例になったら、それはそれでいいと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたい。

村田地域振興部長、答弁は、座ったままで結構ですので、お願いしたいと思います。

〇村田地域振興部長 奥山委員長及び皆様からの多大なご配慮をいただきましたので、大変恐縮ですが、座ったまま答弁させていただきます。

今の川田委員のご指摘からいきますと、地域振興基金条例上、助成という言葉はあるけれども、貸し付けというのを明確にしていないということだと思いますけれども、現段階でも読めないことはないとは思っています。ただ、そこを明確にしろというご指摘なのであれば、これは基金全体をどう扱うかというところでの宿題になるのだろうと思っています。

2つ目のご質問ですけれど、基金の取り崩しに当たっては、議会の議決が必要ではないかというご指摘がありましたけれども、一般的に基金の取り崩し方法は全部または一部という取り崩しのあり方はありますけれども、一般的に一部の処分については条例で定めれば長限りでできるということもありますので、そこら辺も含めて多分、川田委員から研究しろというご指摘だと捉えて、これは、地域振興部限りで検討させていただくというのは難しいところもあろうかと思いますから、県全体の検討課題とさせていただきたいと思いますが、今のところは違法ではないというところはご理解をいただければと思います。以上です。

〇川田委員 違法か違法でないかは解釈の問題ですので、まずは、基金の設置目的を達成 するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算に定めるところにより処分するこ とができる。だから、処分はできるわけではないですか、それを委任しているわけであり ますので。前の話だったらそれは違うのだということで、違う項目のことをたしかおっしゃっておられたと思うのです。議事録もありますけれど、これには当たるのではないのだと、これはただの取り崩しなのだと。だから、それを一般会計に入れるのだと、たしかそういう答弁だったと思います。だから、その辺は研究をお願いしたいということを申し上げています。意味わかりますか。前のやりとりもありますので、見ていただいたらわかると思います。

教育委員会に何点か聞きたいことがあるのですが、まず1点目にお、県立高校適正化推進方針ということで、この間、資料をいただきました。これについて、高等教育の質向上と高等学校教育の再編成ということで、以前にも再編成をやられていて、またここに来て再編成をやらなければいけないのだということです。人口減少ももちろんありますし、子どもの人口もここに載せていただいていますが、減っていく状況の中で、ただはっきり見えないのが、価値観はいろいろとあると思うのですけれど、具体的にどういうところをどこまで編成をやられようと考えられておられるのか。今、全部が決まっていないと思いますが、一応どういう方向性を持っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

〇前田教育振興大綱推進課長 県立高校適正化の価値観といいますか、方針についてお答えします。この方針案は、サブタイトルにありますように、高等学校教育の質向上と再編成により、魅力と活力あるこれからの高校づくりをコンセプトとしており、その具体的な方策について示しているところです。

まず、高等学校教育の質向上に関しては、社会とつながる実学教育、地域とつながる教育を推進することとしており、具体的には総合学科や専攻科の設置、県内大学との連携などの方策について示しているところです。また、高等学校教育の再編成に関しましては、生徒数の減少への対応を含む学校・学科の適正配置や国際バカロレアの認定を目指す学校など、時代の変化に対応した新しい高校づくりなどについて示しているところです。以上です。

○川田委員 いただいた資料に書いてあるのでそれはわかるのですけれど、言っているのは、これは急に出てきた話ではないですか。去年聞いていましたら、一定耐震を先に今やっていこうとで、例えばこれもいただいた資料で、これは平成30年3月1日現在ですけど、奈良高等学校と郡山高等学校、山辺高等学校、磯城野高等学校、大宇陀高等学校、王寺工業高等学校、このあたりが改築というか建てかえが必要とされている学校で、もう耐震基準のいわゆる補強では対応できないと言われている学校で、去年ですか、決算審査特

別委員会でも財源の問題が言われましたけれども、子どもの命に係っているので、基金がことしは少し減っているのでしょうけれど、1,650億円の基金を持っているので、先にそれを活用して、やってあげればいいのではないかという議論だったと思うのです。建てかえなければいけないから、よそと統合するのだというのだったら、これは本末転倒の話だと思いますので、そのあたりのことを本音というか、言えるところ言えないところはあると思いますけれど、そこを教えいただきたいと思います。

〇吉田教育長 まず、適正化をなぜするかですけれども、平成16年から再編成を実施い たしました。この再編はとにかく学校数を減らすということで、2校で1校をつくって学 校の特色化をしていこうと。その大規模な再編の後、10年たちますと、課題が出てまい っております。その課題の一つに耐震化があります。それから、クーラーを県立学校に配 置する、あるいはトイレの洋式化という課題もあります。だから、特色化というものは一 定終わった中で、学校再編当時は特色化、それから魅力化、活力化だったのです。特色化 を中心に学校づくりをしたと。我々はそのもとで検証して、そして次に、魅力と活力ある 高校づくりをしていく必要があるということは、この10年間の中で課題をしっかり整理 して、課題があるところについてどのように解決をしていくか。具体的に申し上げますと、 例えば定員が埋まっていないという課題が、南部、東部地域に出てきています。その課題 に対して、どのような解決をしていくのか。魅力ある学校づくり、活力ある学校づくり、 地域と連携をしていこうとか、それから先ほど言いました耐震化です。川田委員は耐震化 を先にすべきではないかと。集中期間が今年度で終わった後に、次に耐震化だけを実施と いうことは、ある意味では非常に効率が悪い。県の大切な税金を大量に耐震化に全て使う ということをするよりも、やはりこの適正化によって学校づくりを将来的に、学習指導要 領が10年で変わりますのでその中で見直しをしながら、施設、設備についてもよくして いきたいという意味です。だから、課題を整理していこうという考え方が中心になってい ます。

〇川田委員 ごもっともなことをおっしゃっているのはわかるのですが、平成29年度までに大体そういったものもきちんと示しなさいと、何かの資料で示されていました。文部科学省だったですか、国から出ていました。

〇吉田教育長 小・中学校の耐震化については、国は平成27年度までに終了する予定で進めていくということでした。

〇川田委員 耐震化ではなくて、奈良県立高等学校の配置と規模の適正化プロジェクト委

員会における論点整理について、報告ということで、平成29年3月27日、約1年ぐらい前に出ていると。この中において、留意事項ということで、特色化の検討含めて、平成29年度中には計画を策定することが必要であると、最後結んであるのです。だから、もう今できているはずではないですか。そういうことではないのですか。分析して、いろいろ数字も載せられていますからね。だから、平成29年度中には計画を策定することが必要であるということなので、策定ができているのかをお聞きしているのです。

〇吉田教育長 平成29年度中には、全体計画、実施計画までは立てられませんでした。 この基本方針を策定させていただいて、パブリックコメントを付して、そして次年度6月 議会には具体的な実施計画を立てさせていただきたいということです。3カ月程度おくれ ているのですけれども、やはりここは慎重に対応すべきと思いまして、いろいろな意見を 聞きながら進めたいという意味でございます。

〇川田委員 おくれているのは仕方ないではないですか、今から言って急に出てくるわけがありませんので、ならいいのですけれど。

論点を整理したら、いわゆる定員割れになっている学校も確かにあります。そういったところもなぜか、魅力がないからそのような状態になっているのではないかという論理になっていくと思うのです、それだけではないと思いますが。ただ、逆に言えば、定員を十分満たしているところまで、変に手を突っ込んでいくことはないという解釈でよろしいのですね。

〇吉田教育長 ただ、平成32年度あたりに非常に生徒数が減少します。再編計画自体が 生徒数の減少に全て対応できるかに関しては、全て対応できないであろうという判断をし ております。ですから、生徒数の大きな減少に今後対応していくために、どんな学校づく りをしていくかということを今検討しています。

〇川田委員 人口推計はもう前からずっと出ていますので、ぴったりはいかないでしょうけれど、大体の推測は出ているわけではないですか。来年から減ると言っても、そんなもの何年も前からわかっている話ではないですか。だから、その辺が合点がいかないところがあります。

ここに来て、いろいろなうわさを聞いて心配されている方もいるし、もう少し極端に進めたほうがいいという意見もあるし、いろいろな意見はあるのですが、心配なうわさがいろいろ飛び交っているのが現状ですから、そのあたりは、そうだと言われても、そんなの前からわかっているではないかという話で終わってしまうと思うのです。そこをやはり明

確に方針と、そしてどういう意味で、やらなければいけないのはわかっているのです。人口も減ってきますから、再編をもう一回ぐらいやらないといけないでしょう。だけれど、今、よいと評価されているところも逆に、吉田教育長の頑張りのおかげだと思いますけれど、そういった学校も多くあるわけではないですか。だから、よくなっていると評価されている学校まで、変にいじる必要はないという意見も多いので、それはぜひとも再編の中でそういった考え方も一つ入れていただければと思いますが、いかがですか。

〇吉田教育長 もちろん、再編の中でよい評価が得られて、活力ある学校に対して、基本的には維持する姿勢は持っていきたいと思いますけれども、ただ、新しい学校を今つくらないと、奈良県にとって今後30年おくれるという可能性もあって、前田教育振興大網推進課長が説明したいわゆる国際バカロレア認定を目指すような国際的な高等学校が今それぞれの府県でできつつあります。そういった学校を今つくる必要がないのかということも検討してまいりたいと思っております。

○川田委員 中身まで口を挟むことはできませんが、いろいろな県民の意見もあるので、 文化、伝統も大事ですから、そのあたりもしっかりと守っていただければと思います。これはまた6月ぐらいに出てきたときに議論させていただきたいと思います。

それと、この高校の再編の話もあって、関連で1点だけ短く言うのですけれども、先日の総務警察委員会でも少し議論になったのですが、幼稚園の指導要領です。これも地域振興部から説明をされていて、なぜ地域振興部でつくっているのかという話になっていたのですが、幼児教育に関しては、教育委員会の担当ですよね。指導要領を知事部局がつくられるということはあるのですか。

〇石井教育研究所副所長 川田委員お述べのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がありますので、公立幼稚園については教育委員会が所管しています。以上です。

○川田委員 ということは、幼児教育の大綱としてつくられたのだと村田地域振興部長が答弁をされていましたけれど、この奈良県就学前教育プログラムが大綱なわけないのでね。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律を、僕ら常によく読んでいるからわかったのですけれども、その辺はまた修正してください。基本的には、教育行政不介入ですからね、原則としては不介入ですから。でないと、こんなものを大綱だといってやっていったら、ぐちゃぐちゃになっていくような気がして怖いです。僕らも教育論というのは各人間いろいろあると思いますし、考え方も各考え方があって、それを尊重していけばいいと思うのです。だけれど、自分の価値観を押しつけるような教育はやはりよくないと思って

いますから、それは個人の判断として、いいか悪いかやればいいわけであって、自分で合理的な判断ができるかどうかといったところになっていく必要があるというのが教育の本質だと思っていますので、多様な情報を提供するのはいいと思いますけれども、そのあたりはしっかりと、また幼児教育は特に重要な年代、脳の発達状態等もありますので、そこはまた吉田教育長にくれぐれもよろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

一松副知事、何かありますか、ないですか。

〇一松副知事 今ご指摘ありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、当然遵守すべきものでして、知事部局が教育部門についてこの法律にのっとって対応していくことは当然必要なものだと思っています。

先ほど郷土教育について聞かれたときも、私のほうでは、答弁ではあくまで教育委員会において対応していただくものだとお答えしたのも、そうした趣旨からです。その中で、今回ご指摘いただいている就学前教育プログラムについては、教育要領といったものではなくて、あくまで広く教育現場で活用いただくための好事例や効果をわかりやすい取り組みなどを紹介させていただくものだと捉えておりますので、そのプログラム自体が教育委員会の権限を侵害しているということはないと認識しておりますが、今後ともこの地方教育で政の組織及び運営に関する法律にのっとって、知事部局として対応させていただきたいと思っております。

〇川田委員 一松副知事の、先ほどの答弁も適正な答弁をなされていたと僕は聞いておりましたので、参考資料という感じで受け取っておきます。それでは、よろしくお願いします。

それと、就学援助制度ということで、市町村の事務なのですけれども、これは市町村に 新入学の児童が入学するときに、市町村からお祝い金みたいなもので渡されていると。国 の補助金も出ていると。これは生活保護世帯などの子どもたちに対しては満額の補助金が 出ると。準要保護者世帯の児童、そこまでいかないけれどもほぼ同等とみなす場合は、市町村の責務として単費で、市町村がやられていると。これも、1月29日現在の、県内の市町村における就学援助制度、新入学児童生徒学用用品等の状況についてという資料を教育委員会からいただきました。あくまでも現状で調査している段階だから決定ではありませんという前置きはありましたが、これで抜けているのが大和高田市、大和郡山市、そして香芝市が、小学校・中学校において検討中とまだ入っているのです。もしわかっていたら、教えていただきたいのですけれど、わからないですか。

〇深田学校教育課長 申しわけございません。現在のところ、1月29日付の作成資料が 最新です。

〇川田委員 わかりました。では、あと3つだけなので、聞いていただいて、また教えてください。お願いしておきます。

この制度は、市町村でばらばらです。これは県と直接は関係ないのですけれども、やっぱりこれは一応、ある程度小学校の大綱には、きっちりとしたものをやっていこうとなっていますので、子どもたちのいわゆるセーフティーネット的な作用をしている制度だと思うのです。ほかにも言えば、修学旅行に行くときに、僕もPTA会長をやっていましたからよく知っていますけれど、本当にお金がなくて、校長先生やみんなで出し合ってというものも見てきました。本来子どもだったら責任はないので、せめて義務教育の間ではもうそういったところはきっちりやってあげたいという気持ちなのですが、これも市町村の格差がかなりあります。それも指導、助言という形しかできませんけれど、ぜひとも各市町村に格差がないようにお願いをしておきたいと思います。

それと、これも市町村の話になるのですけれど、県は今回、消費税の清算基準が変わったこともありまして、県民に対して教育への還元を行っていくのだと荒井知事も、そういったご答弁をいただいておりました。それとは裏腹に、今後、クーラーの設置状況も、普通教室で今約50%ぐらいなのですか。これが、今後上がっていくと。

もう1点、御礼を申し上げないといけないのが、保護者負担の分です。去年決算審査特別委員会でもかなりやらせていただきまして、ぜひとも予算要求に上げますという答弁をいただいて、財政のほうで予算化いただきまして、これは本当に御礼申し上げておきます。ありがとうございました。

そういった状況の中で、県は設備がそろっていく形になっていくと思うのですが、これは小・中学校ですけれど、関西の空調設置状況の、1年ぐらい前のデータだと思うのですけれど、奈良県が普通教室で小・中学校の空調の設置率が7.4%ということで、関西圏だけ抽出してきたのですけれども、非常に悪い状況であると。小学校・中学校と上がってこられて、高校になっていきますけれど、教育環境がいいところに人も集まるところもあると思いますし、この教育委員会から出していただいている資料を見ても、子どもが今度減っていくから、転入者も求めていかなければいけない。子どものために、あの県に行けば教育環境はいいよ、だから、住むなら奈良なのだということも動機としてはあると思いますので、そのあたりも含めて、教育委員会の中で話題にしていただかないと。市町村の

ことだから知らないということではないと思うのですけれど、そのあたりはいかがでしょうか。

〇吉田教育長 実は今、地方消費税の清算基準見直しに対して、県がこのような姿勢で臨むということを、市町村の教育長は全く知らない。清算基準の見直しも何もわかっていないと。市長会からクーラーの要望等が上がっておりますけれども、私、市の教育長には全員に電話をかけさせていただきました。全くわかっていないのです。私もこの件は、もちろんわかっていなかったのですけれども。説明をさせていただいて、市に対しても増収の見込みはあるということが、市には市の事情がありますけれども、今後こういったことを教育長が知ることによって、県がこういうことを示すことによって、環境がよくなっていくことを期待しております。

〇川田委員 そうですね。我々の党でも、市議会議員もいるので、荒井知事はもうこういった方針を出したのだと、市町村の首長はどうなのだということは言ってもらっているのですが、まだまだ伝わっていない部分もあると思いますので、ぜひとも吉田教育長にもそういったご指導をお願いしておきたいと思います。

最後に、1点聞きたいのが、教育財産の管理について、葛城市に社会教育センターがあります。これも我が会派の中川議員からも以前話をしていたと思うのですが、その隣に普通財産があるのです。今まで宿泊していた建物が委託契約ということで、民間の方が指定管理やっておられるからついでに一緒に民間委託ということでやっていると思うのですが、普通財産の管理は普通、教育委員会ではやらないですよね。規程も条例も全部調べさせていただきましたが、そういった規定もされていません。だから、これはきっちりとやるならやるで、何か規程をつくってやらなければいけないと思いますし、知事から来る分は補助執行になるのですか。こちらから渡す分は委任もできると思いますけれど、逆かな、その辺勘違いしていたらごめんなさい。だから、やはり規定上、文書事務ですから、そこはきっちりとやっていく必要があると思うのですが、最後、その点だけお聞きしたいと思います。

○石井総務部次長 川田委員ご指摘の社会教育センターにつきましては、社会教育センターの有効な活用ということで、教育委員会の教育財産として最初あったものにつきまして、教育委員会の中でいろいろ議論をされて、最終的に一部、宿泊施設については普通財産にして、指定管理にまとめて任そうと。ただ、その過程の中で、本来補助執行のやりとり等について、文書にきちんと残すべきではないかというご指摘だと思います。当時のことは、

もう10年前のことなので、今さら詳細がわかりませんが、確かにおっしゃるとおりだと 思いますので、今後、きちんと文書でやりとり等をしていきたいと思います。以上です。 〇川田委員 行政も間違いは当然ありますから、わかった段階で注意をしていくという、 もうこれに尽きると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、これは教育委員会に対してのお願いなのですけれども、子どももこれから減っていくとかいろいろありますけれど、奈良県の教育というのはやはりすばらしいものもあるし、きょうもいろいろ話が出ていましたけれど、明治時代からの流れとか、昔の奈良県とか、これはある程度情報として持つ分はいいと思いますけれど、やはり押しつけのない教育行政をやっていただきたい。やはり人間、考え方はいろいろあるし、グローバル社会ということで、やはりもっと広い範囲で物事を考えて、自分の判断で行動できる子どもたちを育てていけますようにお願い申し上げまして、きょうの質疑は終わります。ありがとうございます。

〇奥山委員長 これをもちまして、地域振興部、観光局、水道局、教育委員会の審査を終わります。

次回、3月19日月曜日は、午後1時より総括審査を行います。なお、万が一、部局別審査時に総括審査で質問する旨の発言忘れがあった場合には、本日中に必ず委員長に協議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで本日の会議を終わります。